

第二十六回

参議院大蔵委員会会議録第十二号

昭和三十二年三月十三日(水曜日)午前 十時四十七分開会	委員の異動
本日委員藤原道子君辞任につき、その 補欠として大矢正君を議長において指 名した。	
出席者は左の通り。	
委員長	廣瀬 久忠君
理事	木内 四郎君
西川 勝五郎君	
平林 剛君	
天坊 裕彦君	
青木 一男君	
木暮 武太夫君	
塙見 俊二君	
土田国太郎君	
苦米地英俊君	
宮澤 喜一君	
天田 勝正君	
大矢 繁夫君	
椿 野溝	
杉山 昌作君	
前田 久吉君	
國務大臣	
大蔵大臣	白石 正雄君
日本専売公 社監理官	池田 勇人君
大蔵省主税局長	原 純夫君
國稅庁長官	渡邊喜久造君
事務局側	
常任委員	木村常次郎君

○たばこ専売法の一部を改正する法律 案(平林剛君外三十八名発議)	本日の会議に付した案件
○所得税法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)	○法人税法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)
○租税特別措置法案(内閣送付、予備 審査)	○所得税法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)
○所得に対する租税に関する二重課税 の回避及び賦税の防止のための日本 国とスウェーデンとの間の条約の実 施に伴う所得税法の特例等に関する 法律案(内閣送付、予備審査)	○地方道路税法の一部を改正する法律 案(内閣送付、予備審査)
○揮発油税法(内閣送付、予備審査)	○印紙税法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)
○とん税法案(内閣送付、予備審 査)	○トランプ類税法案(内閣送付、予備審 査)
○関税定率法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)	○関税定率法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)

会を開きます。	○委員長(廣瀬久忠君) これより委員 会を開きます。
まず、たばこ専売法の一部を改正す る法律案(平林剛君外三十八名発議) について、提案理由の説明を聽取いた します。	
この間の不満の声が次第に高まってきて おります。	現在、たばこの専売事業は、たばこ専 売法に基いて実施されているのであり ますが、たばこ専売法による現行専売 制度の建前は、すでに御承知の通り、た ばこの生産過程のうち、公社の直営す るのはその製造事業に限定することと し、たばこの耕作は公社がみずからこ れをなさず、国民をしてこれをなさし めるのを原則としているのであります。 しかして、専売事業の目的を達成す るためこれに対しましては、種々の 制限を設け、國家が広範囲において、 たばこの耕作に関与することといた しておるのであります。すなわち、公 社は葉たばこの需給を調整するため、 毎年耕作区域及び耕作計画を定め、そ の範囲内で毎年耕作の許可を与えるこ ととともに、耕作者は、公社の 定める方法及び手続によりその耕作を 完成し、かつ、その収穫した葉たばこ を公社の定める収納価格で納付する義 務を負うことといたしておるのであり ます。
これらのこととは、一面におきまし て、専売事業の目的達成のため必要な ことはありますが、他面におきまし て、これがため、たばこ耕作者の經營 は、はなはだ不安定な状況におかれ ることとなつておるのであります。 特に最近におきましては、将来にお いて予想されるいわゆる減反計画と関 連して耕作者の經營がとりわけ不安定 な状況におかれしており、また、葉たば この収納価格につきましても、耕作者 の間に不満の声が次第に高まってきて おります。	しかし、耕作者の經營を現状のご とく不安定な状況におくことは、耕作 者の耕作意欲と専売事業に対する協力 の熱意を失わせ、かえって専売事業の 健全なる運営をはかるゆえんではない と考えるのであります。
この間の不満の声が次第に高まってきて おります。	本法律案は、このような状況にかん がみまして、専売事業の本旨と耕作 者の利益の調和を旨とし、専売事業の健 全な運営に支障のない限度において、 たばこ耕作者の利益を擁護し、その經 済的地位の改善をはかるうとするもの であります。
この間の不満の声が次第に高まってきて おります。	以下、本法律案の概要を御説明申し 上げます。
まず第一に、たばこ耕作者の耕作權 を保障するため、耕作の許可の有効期 間を五年とするとともに、許可処分に 対する異議の中立の制度を創設するこ とをいたしております。	まず第一に、たばこ耕作者の耕作權 を保障するため、耕作の許可の有効期 間を五年とするとともに、許可処分に 対する異議の中立の制度を創設するこ とをいたしております。
第二に、葉たばこの収納価格の決定 を適正ならしめるため、葉たばこの収 納価格の決定基準を法定するとともに、 収納価格は、公社と耕作者とが協 議して定めることといたしております。	第二に、葉たばこの収納価格の決定 を適正ならしめるため、葉たばこの収 納価格の決定基準を法定するとともに、 収納価格は、公社と耕作者とが協 議して定めることといたしております。
以上が、この法律案の概要であります。 なにとぞ、御審議の上、すみやか に御賛成下さいますようお願いいたす 次第であります。	以上が、この法律案の概要であります。 なにとぞ、御審議の上、すみやか に御賛成下さいますようお願いいたす 次第であります。
○委員長(廣瀬久忠君) 本日は本案に ついてはこの程度にいたしまして、次 に所得税法の一部を改正する法律案は か十一件の税関係の法律案を、便宜一括 議題といたしまして、質疑を願いま す。	第三に、耕作者の團結権及び團体交 渉権を保障するため、耕作者團体が公 社と團体交渉する権限を有することと して、耕作者團体に入したこと等を理 由として不利益な取扱いをすることを 禁止することといたしております。ま た、公社と耕作者團体との間に締結さ れた團體協約は、いわゆる規範的効力 を有するものといたしております。
第四に、耕作者の利益を保護するた め、収納代金の一部前払制度及び災害 補償制度につき、所要の改正を加える ことといたしております。	第四に、耕作者の利益を保護するた め、収納代金の一部前払制度及び災害 補償制度につき、所要の改正を加える ことといたしております。
第五に、再査定及び再鑑定の制度を 合理化するため、当該制度につき、再 査定人及び再鑑定人は、少くともその 半數を耕作者團体の推薦する者の中か ら選定することとすること、再鑑定の 申し立てがあつた場合における収納代 金の返払制度の創設等所要の改正をいた しております。	第五に、再査定及び再鑑定の制度を 合理化するため、当該制度につき、再 査定人及び再鑑定人は、少くともその 半數を耕作者團体の推薦する者の中か ら選定することとすること、再鑑定の 申し立てがあつた場合における収納代 金の返払制度の創設等所要の改正をいた しております。
第六に、耕作者團体の法律關係を明 確化するため、耕作者團体は、大蔵大 臣の許可を得てこれを法人とすること ができるものといたしております。	第六に、耕作者團体の法律關係を明 確化するため、耕作者團体は、大蔵大 臣の許可を得てこれを法人とすること ができるものといたしております。

この間の不満の声が次第に高まってきて おります。	第三に、耕作者の團結権及び團体交 渉権を保障するため、耕作者團体が公 社と團体交渉する権限を有することと して、耕作者團体に入したこと等を理 由として不利益な取扱いをすることを 禁止することといたしております。ま た、公社と耕作者團体との間に締結さ れた團體協約は、いわゆる規範的効力 を有するものといたしております。
この間の不満の声が次第に高まってきて おります。	第四に、耕作者の利益を保護するた め、収納代金の一部前払制度及び災害 補償制度につき、所要の改正を加える ことといたしております。
この間の不満の声が次第に高まってきて おります。	第五に、再査定及び再鑑定の制度を 合理化するため、当該制度につき、再 査定人及び再鑑定人は、少くともその 半數を耕作者團体の推薦する者の中か ら選定することとすること、再鑑定の 申し立てがあつた場合における収納代 金の返払制度の創設等所要の改正をいた しております。
この間の不満の声が次第に高まってきて おります。	第六に、耕作者團体の法律關係を明 確化するため、耕作者團体は、大蔵大 臣の許可を得てこれを法人とすること ができるものといたしております。
この間の不満の声が次第に高まってきて おります。	第七に、耕作者團体の法律關係を明 確化するため、耕作者團体は、大蔵大 臣の許可を得てこれを法人とすること ができるものといたしております。

この間の不満の声が次第に高まってきて おります。	第八に、耕作者團体の法律關係を明 確化するため、耕作者團体は、大蔵大 臣の許可を得てこれを法人とすること ができるものといたしております。
この間の不満の声が次第に高まってきて おります。	第九に、耕作者團体の法律關係を明 確化するため、耕作者團体は、大蔵大 臣の許可を得てこれを法人とすること ができるものといたしております。
この間の不満の声が次第に高まってきて おります。	第十に、耕作者團体の法律關係を明 確化するため、耕作者團体は、大蔵大 臣の許可を得てこれを法人とすること ができるものといたしております。
この間の不満の声が次第に高まってきて おります。	第十一に、耕作者團体の法律關係を明 確化するため、耕作者團体は、大蔵大 臣の許可を得てこれを法人とすること ができるものといたしております。
この間の不満の声が次第に高まってきて おります。	第十二に、耕作者團体の法律關係を明 確化するため、耕作者團体は、大蔵大 臣の許可を得てこれを法人とすること ができるものといたしております。

式は所得税額に乗つかつておりますが、今回
改正法案の中で、第一方式とあまりに
不均衡にならないようといふ趣旨
で、基準的な率をきめるといふように
なつておるようなわけあります。な
お、所得税、それから住民税を通じまし
て、例の供出米穀の石当り千四百円で
ござりますか、その分の非課税という
のが三十一年分についてはなお餘いて
いる。三十二年分は供出の制度の推移
によつて後日措置するといふよろなこ
とになつております。

固定資産税中、課税標準の苛酷その他等々に対する地方税の関係などと対比すると減税ではない。もちろんこれは自治庁から聞いたらしいのでございますが、特に地方税も、大蔵当局とは緊密な打ち合せの上に決定されるのでござりますから、これらの点について一つ具体的にその経緯をこの際お話をしたい、また地方税がどんななような状態になつているかということも参考にお漏らしを願いたいと存します。

います。この場合につきましては、従来非常に御不満がありましたのは、これが国税の所得金額から基礎控除を引いたものに対して税率をかけてきめるということになつておりますて、その税率についてかなりに任意になつておりますために、もちろん総体としての負担の最高限度はきめてあります、その他は割合にフリーであるというようなことから、かなりに第一方式に比べて重いといふような御困難がありますでした。今回それについてできる限り是正するという意味で、何という言葉を

旨が入っております。これは農業地帶の
の住民税に相当な影響があるだろうと
いうふうに思います。たしか自治庁は
それによつて減収を見込んでおります
のが、本年度約五十億円程度だつたと
思います。これは農村地帯だけではござ
いませんが、第二方式、第三方式の
課税のやり方の変更による分でござ
います。この問題に残されております。

す。と申すのは、住民税の五十億、され
は農村課税ではないといいますが、何としてでも地方負担税でございますが、農家が多いのでございます。都会地
達つて別収入のない農村の影響は大
いのでござります。その点につきま
ても、よく農村と納稅人員との関係
調べてみればすぐわかるところでござ
まして、比重がずっと農村に多いと
うことを御記憶願いたいと思ひます。さ
らに今、原局長さんが説明された
り、農業事業税の問題、これは私ど
も所屬している日本農民組合が強力な

固定資産税中、課税標準の苛酷その他等々に対する地方税の関係などと対比すると減税ではない。もちろんこれは自治庁から聞いたらしいのでござりますが、特に地方税も、大蔵当局とは緊密な打ち合せの上に決定されるのでござりますから、これらの点について一つ具体的にその経緯をこの際お詫願なつておるかといふことも参考にお漏らしを願いたいと存じます。

○政府委員(原純夫君) 地方税の問題を具体的に申し上げるための資料を持つてきておりませんが、お話を農業の関係で申しますれば、やはりこの住民税の問題、それから固定資産税の問題、それにまあ問題としては農業事業税の問題が主となると思います。あと農業関係で木材引取税というような特別な税がござりますが、初めに申している実情と申しますか、それを話せることでござりますから、私の記憶している限り申し上げたいと存じます。

第一に、住民税につきましては、今回、国が減税を——所得税の減税を大幅にやる。そろそろと、住民税の第一方式の分け、國の方が減りますと、それが何パーセントと言つてるのであります。何パーセントと言つてるのである。そろそろと、住民税も減らすが、減らす程度はある程度にしたいといふことで、先ほど申しました三十三年度分二六%、三十四年度以降分は二八%とが、これは主としては大きな都會地が第一方式をとつておりますから、農業地帯は第一方式、第三方式——おもに第二方式ただし書きをとつておると思

います。この場合につきましては、非常に御不満がありましたのは、これが国税の所得金額から基礎控除を引いたものに対して税率をかけてきめるということになつております。そのため税率についてかなりに任意になつておられますために、もちろん總体としての負担の最高限度はきめてあります。その他は割合にフリーであるというようなことから、かなりに第一方式に比べて重いというような御困難があります。今回それについてできる限り是正するという意味で、何という言葉を用いましたか、準則的なものの示して、何万円までは幾ら、何万円以上何万円までは幾らといふうな率の型を示して、それでできる限り規正して参るということにいたしております。

ただ第二方式、第三方式というのとは、完全に第一方式と同じ税負担になりますというわけのものでなくして、やはり小さなものを……、社会においては、国という大きな社会での非常に高額の所得者から低額の所得者まであるという場合の税率を使つよりも、所得の分布がより狭いというようなことから、若干この上下の差が縮まつて、税負担においても若干縮まつて、住民が住んでおる、そして地方團体から利益を受けるという意味で、それぞれ負担をするという思想が入つておりますから、その面も残らない……、その面が残るのを防ぐために、つまりに第一方式の場合と不均衡になるのを避けるように思ひます。あまりに第一方式のそういうようなことで、今回御提案しております地方税法の改正案の中にその

旨が入っております。これは農業地盤の住民税に相当な影響があるだろとうございます。これは農村地帯だけではございませんが、第二方式、第三方式の課税のやり方の変更による分でござります。

それから事業税におきましては、農業事業税の話がありましたが、これはまあ提案に至らずということで、将来の問題に残されております。

固定資産税につきましては、固定資産の評価額がきまりますと、それに税率が一・四ということでかかるつて参る。そしてこの評価額を、あまりに毎年変えるのはよろしくないということで、三年ごとにということにいたしております。その三年ごとが、昭和三十三年一月が三十二年度の課税は、新たに取得された固定資産に関するものを除いて、従前通りということでありますので、まあ固定資産が農業の場合に重いといふような声もござりますが、これは現行のままやつて参る、ただし課税標準が上つて重くなるということはない。三十三年には評価の問題が起つて参ります。

○野瀬勝君 地方税関係の自治庁が申し上げるとしますれば、大体非常に大きづばでありますが、そんなよくなところで、私が承知している今までの経緯、それから要旨でござります。

す。と申すのは、住民税の五十億、これは農村課税ではないといいますが、何としても地方負担税でございます。農家が多いのでございます。都合地に違つて別収入のない農村の影響は大きいのでござります。その点につきまして、よく農村と納稅人員との関係調べてみればすぐわかるところでございまして、比重がずっと農村に多いとすることを御記憶願いたいと思います。さらに今、原局長さんが説明された通り、農業事業税の問題、これは私ども所属している日本農民組合が強力な反対をいたしましたので、税制審議においても考えらるゝ。大蔵当局でも遠慮されたと思うのでござりますが、説明の中にはまだまだ事業税をやめて、新たな角度から再検討をしてはどうか。今後油断できませんから、当局の考え方を聞いておきたいと思います。

して、税負担をすつと見て参りますと、やはり高下によつてある程度のこと、ころは考えたらどうかというような議論が出るわけで、ただいまお話をあります。が、税制調査会では、やはり最初の答申は、農業事業税は、農業にはかけた方がよろしいといふ御議論がありますが、税制調査会では、やはり府県の財政が非常に苦しい、しかも府県の相当部分は、農業者といふものが住民のかなり大きな比重を占めておる、その中には、たゞいま申しましたように、上と下とで負担をすつと見ていつて、どうかなといふ疑問が相当出る面がある、そらすると、少くとも相当程度以上のところは府県財政に寄与しようと、いうふうな考え方がある、調査会の答申になつたわけでござります。私が申しましたのは、何を私どもがそれをしようといふ意思を表明したのうで、どういう態度をとりますか、今回はやらぬないといふこととあります。が、将来はやはり、議論される問題点は、いつでもありましたので、率直に申しわけで、どう議論しなければならぬといふ意味で、問題点として申し上げたのでござります。将来また事態を十分研究いたしまして、態度をきめたいと思っております。

他の面について、農村がいかに困るかと思うのです。たとえば最近における預金の工合など見ても、一戸平均、前年度の三十六万円なにかしから見る限り、本年度は三十二万五千円くらい。さらにまた国民総所得と農村とを対比すれば、すぐわかる。最近の「米」ということについては、局長御存じだと思います。これは推薦映画でございまして、映画をごらんになつて下さい。文部省においても推薦映画ですから、現政府が推薦したものとして、私は見ております。これは推薦映画でございますから、それが推薦した責任映画でございます。もしこれが冗談で推薦したことなら許しがたきものでございません。私は、この責任をもつて推薦した映画には眞実があると思う。いわゆる真理があると思う。私はあの映画を見て、いただけば、よく農村の事情はおわかりになると思います。その点、原さん初め大蔵省の諸君は、一日も早くそれをごらんになつたらよいと思う。そうすると農村の事情がよくわかると思います。

事情というものは非常に苦しくなつてあります。先程農業事業税の問題において、税制審議会においてこれを課する構想を持ったときに反対したのは、一つの理由があつたからです。すなはち農業は事業として見る。この事業の持つ性格から課税対象とすべきだと用い。というのは、事業には違ひないかもしません。しかし營利追求の事業と違ひのです。人を頼んで、あるいは労働力を雇つて利益を得るといふことはない。皆家庭労力をもつてまかなくてねる仕事、さらにこの事業といふものは、自分が生きるためと、国民生活に必要な品の物資を作つておる生産的な事業、そういう意味において社会的事業の性格が多分です。この点は一つ、局長、私の理論を玩味されない。だから事業にしても利潤追求事業の性質と違うといふ点をまずつかんでから出発してほしい。この旨を審議会に強く申し入れたのであります。だから米を売るといふ出農家ですら、米価が統制されいる今日、一般事業と画一主義は誤りだと思います。これが一つ。

それから第二点は、せつかくこの農業経営にも大いに近代的經營に努力をして参つたんですが、まだまだ日本農業は外国の余剰農産物……機械化による大量生産をやる外国の農業經營とは違ひまして、そのコストなども非常に相違があるのでござります。そういう関係にあって、日本農業といふものは、圧迫されつゝあって、実際、国際農業と太刀打ちしなければなりません

から、それがために、反対の生産量は日本は世界的上位にあるのです。しかし個人生産の面について考えなきやならぬといふのが、日本農業の関心事の点ではないかと思ふのです。そういう意味において、今、日本農業の問題について識者の間で非常に検討論議されておるんですが、これについては、アメリカがニュー・ディール政策をやつた時、農民の保護政策をやって参りました。ところが日本におきましては、この保護政策をも分断しちゃつて、最近においては補助金を打ち切り、昭和二十八年度から本年の農林予算を見ると、八百九十九億ばかりしか――二十八年度の半分にもいかぬという状態なんですね。こういふような、一方においては保護政策が打ち切り、一方においては外国農業との太刀打ちをしなければいかぬと、さもなければ外国の食糧が安くて日本の食糧が高いじゃないかといふようなことで、この農民を押えつけておるのをございます。かよくな点については一つ大蔵当局においてはあらゆる角度から検討していただいて、日本農民の地位といふものが昔より少し上つたといふことで農民に対するしわ寄せをする、或いは多くの財政負担を求めるなどいうような考え方、これは封建的で、払拭してもらいたいと思うです。もしもそういう考へでないといつても、数字の上にはそら現われてくるのでござりますから、そういう点を十分考えていただきたいと思います。今、日国際農業と日本農業の相違点を詳細に申し上げる必要はないのでござりますけれども、特に農業事業税などの課

るようですから、この際、農業事情を大蔵当局に申し述べ、右事業税の矛盾であることを認識され、放棄してもらいたいということを申し述べておるのあります。

次にお聞きしたいことは、国税の総額が一兆六百四十一億とか言われておりますが、三十二年度の人口九千二百万人、国民の一人当たりの国税負担額が一万一千五百六十六円、三十一年の一人当たりが一千七百円と対比して八百六十六円の増だということが新聞に出ておりますけれども、これは事実でござりますか。また筋が通っていると考えられておられるのでござりますか。その点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) 三十二年度の国税の収入見込み額は、地方に參ります地方道路税、入場税などようなものを入れまして、九千七百六十五億でございます。そして、それが国民一人当たり幾らになるかということを計算いたしますと、一万三千三十一円といふことに相成っております。これには専売益金も含めてございます。それの三十二年度の額はどうかと申しますと、一人当たり一万六百五十七円ということに相成っております。

○野瀬勝君 そうすると、まあ少し数字は違いますけれども、大体新聞の発表通りに近いですな。大体これは、税金の対象とされておる自然導取との関係は、今の御説明の中にはどういうふうに理解されているのですか。

○政府委員(原純夫君) ただいま申し上げました数字は、三十二年度の予算において見積つておる数字であります。従いまして、まず三十二年度で税

法改正がない、現行法のままでいければ幾ら入るか、つまり幾ら自然増収があつて幾らになるかといふ数字が出来ますと、現行法のままで一兆四百三十四億、それが減増税を差し引きますと、それから六百六十八億減りまして、差引九千七百六十五億といふうな数字になつて参るわけでございます。

○野瀬勝君 自然増収といふのは毎年予算年度のときにはいつも出てくるのですが、大体それを見越しておるらしいのですが、本年度の自然増収は千九百億という、確かに大きいのでござりますが、これは神武天皇以来の自然増収ですか。（笑声）

○政府委員（原純夫君） その神武天皇以来と言われると困りますが、非常に大きな自然増収でございます。しかし、たしか二十六、七年度のころの増収も相當に大きかつたと思います。おそらく当時の方が若干今回よりも多かつたと思います。なお調べて申し上げたいと思います。

○野瀬勝君 しかし、その自然増収の多いということは、それはまあけつこうなんですが、今政府は、政府が宣伝したかるいは財閥が宣伝したか知りませんが、私は、神武天皇以来の景気だといふことが盛んに宣伝されておりますので、それをもじつて今の御質問をしたのでございますが、実際この自然増収こそ、これは全くいまだかつて聞いたことのない膨大な数字が出てお

るのでございまして、實際一般的の神武以来の景氣と違つて、これは具体的なんですね。そこでこれは悪口を言ふば、私はあまりすさんだと思うのですな、これは。こんな自然増収が膨大にあるべきものじやなくして、これは実際だれでも疑問を持つのです。だから政府の予算といふものは、待てよ、まだ騙し予算があるぞ、もつと突ついて出させようといふことになるのであって、政府みずからが政治の貧困といふわけです、さつくばらんに言え巴。ですから、一休今局長の説明だけじやわからぬのです。私の理解では物価が上つたといふ判断のもとに、だんだんと課税の評価、収税率のふえたことになつたと思うのですが、そういうようなことじやありませんか。

るが、概して言いまして、間接租税よりも直接税関係における伸びの方がこりういう際には、はるかに多いわけあります。物価の問題は、主として直接税の関係で重要な問題になつて参ります。私どもの予算の見込みにおきましては、物価は今後は横ばいである、横ばいにいくという前提ではじめております。法人税等におきましては、今までに経過いたしました事業年度から出る利益が、だんだん三月、四月といふような時期に申告され、納税されるというようなことから、物価が今までで動いておれば、その影響がやはり出で参ります。物価が上ります際は、通常のマージンのほかに値上がり益というようなものが出て参ります。物価はどうかと申しますと、御案内の通り消費者価格は大体横ばいで、ステディに推移しております。ところが卸売価格の方は、これも物によってだいぶ高低があるのであります。それで申しましても、過去、年間で7%前後上つておるというようなことでござります。それらが、そういう段階で仕事をいたしますので、企業には、通常の場合よりもより多く所得を生ずるというようなことがござります。それが一部三十二年度の予算にも反映されていくといふことになつて参ります。数字で申しますと、ただいま申しました千九百二十二億円のうち、所得税で六百三十九億、法人税で八百三十四億、この両者だけで千四百六十二億というものが増収になるというふうに見込まれておる次第でござります。

から疑問に思つておることを質問する
機会を得ましたことは、委員長、まことに私はよい機会だと思つております。
す。特に予算委員会なんといふもの
は、ただ、時間が限つておりますので、
一発打つて一発答えるというだけで、
二、三問答する程度でござりますが、
本委員会におきましては、しんみりお
答えも願ふるし、また私どもお聞き
したいと思つております。

そこで、今、局長は、物価の値上がり
は横ばいであつて、もしあるとすれば
小売物価ではないが卸物価だといふ
点においても、自然増取が多くなつた
ことをお認めになつたのであります。
たとえば、生産も収益も伸びておる
点において増取があつたというお話
であつた。そこで、小売物価の方は
横ばいだと言いますけれども、その答
弁は信じられないのです。絶対そんな
ことはない。たとえば、最近百姓の使
う石灰窒素が一俵三百五十円上つてお
る。それから河野君らの関係している
銅鉛なども一俵について百有余円、二
百円近く上つております。農具、電気
しかし、それから砂糖が上つていて。
局長、神武景氣の名で徵稅を有利にせ
んとしているのか。現実に小売物価が
上つっているんですから、横ばい、横ば
いということだけで片づけることは、
政府の予算編成は杜撰であると思うの
です。私はこれ以上は、この問題につ
いては言いませんが、今後のいろいろ
政策を立案する場合におきましても、
予算的な措置を講ずる場合におきまし
ても、十分こういうところを私は検討
願いたい。

さらに、いま一つ問題は、自然増取
と関連をして考えなきやならぬのは、

先ほど農村における事業税というものは一応問題にしなかつたがと言いますけれども、大体、一応当局は仮想してある程度の財源を用意したところが、一体どこへ持ち込んだのでござりますか。どこで一休補つたのでござりますか。その点を一つ聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) そのお話を、農業から事業税をとるという前提で三十二年度の地方財政計画をまず組んで、あつて、そして、これでじつは合つたといふもののがあったということであると、おつしやるような問題が生じます。しかし、そういう段階はございませんので、三十二年度の地方財政計画を組みますずつと前にこの問題が起り、そして、議論されてやめにしておこうと、いうことになりましたので、三十二年度の地方財政計画は当初からそれがないものとして組んでおりますから、また、従来それが財源としてあつたわけでもございませんから、これがはずれた問題として、従来通りの、この点に関しても別に新しくなったから埋め合せという問題ではなく处置ができるとしてとにかく標準の見方ですね、鷄だけでも、鷄の評価額を一・四%……、どうですか、体あの評価額が内容的に上つておるのですね、実質的に……。たとえば課税は先ほど固定資産税に対してもかく次第でございます。

百五十から八十になつていまます、大体。そうすると幾ら優良アンダルシャンがいい鶏でも三百六十五生むといふのはないのです。一年三百六十五日として三百六十五……、とにかく最優秀で三百近くのやつもあるそですが、農村におきましてはそんな優良品種は銅つておりません。そうするところの課税標準はでたらめか特種のものである。養蚕にいたしましても大体反収欄十八貫の標準を高く見ておる関係から、たとえ税率で千分の十四になつたといえども、量的にそういう方からしばられていくと取収されていきますので、農村といったましては非常に困つているのでござります。こういう点から今自然増収との関連においても、むしろ今度はその方に強くぐつと手を伸ばしていくことになります。ひと、しまいにはけつの毛まで抜かれるということになるのでございまして、生きていくことさえどうしてできない。結局まあ自分の生活を低下して豚のような生活をやつていかなければならぬということになるのであります。

この点に対するざつくばらんにしづらぬといいます。自然増収という理由のもとに所得を増しておりやせんか、こう思うのでございますが、その間の事情並びに御見解について、これは皮肉のようござりますけれども、ざつくばらんにお伺いしたいと思います。

○政府委員(原純夫君) まず、減税するのだから課税の基本となるものについて非常にきつくなつて、その態度は全然とらないということを申し上げたうございます。が、同時に減税に際しまして、税務行政をどう持っていくか

に深い関心を持っております。それの出発点は、現在の税法の負担が非常に重いということもありまして、世間でよくいわれますのは、給与所得者の負担に比較して事業所得者——営業も農業もでございますが、これの負担が非常に重いといふことがあります。これはまあ地方に参りまして、住民税の負担を軒並みに比較されるというような場合に、非常にはつきり出るようなケースが非常に多いと目えまして、だいぶそういう非難を聞きます。私どももとしましても年來心を痛めている事柄であります。それを直しますためには、一方で納税者の申告についての態度がだんだんと伸びて来ることも必要であります。やはるといふことであります。それが現にかなりの調査についての態度なり、あるいは能力なり、知識なりが改善されていくこととも必要であります。税務官吏の立場から申告しがちだ、逃げがちだなどいうことになります。それが現にかなりの程度にあるのではないかとううに思います。これはもう一般にそういう気持でなくとも、どうしても所得を抜かして申告しがちだ、逃げがちだなどいうことになります。それが現にかなりの税法があまりに重いと勢い非常に悪い氣持でなくとも、どうしても所得を抜かして申告しがちだ、逃げがちだなどいうことになります。それは現にかなりの程度にあるのではないかとううに思います。たゞその際、いまして税法は改まつてよくなるならば、そういう抜けはないよう努め言われているところだと思います。従いまして税法は改まつてよくなるならば、そいう抜けはないよう努めるのは当然のことである。これは税務官吏としてもまた納税者にもそれをお願いしたいと思います。たゞその際、率直に申しますれば、やはり納稅者の中にも、まあ言葉はなかなかむすびつかないのですが、非常に悪質な者と、それから非常にまじめな人と……、税務行政においても殘念ながらやはり人

薄いということがなきを期しがたいと思ひます。その結果、全体として抜けておるといふことが言われる上に、商業者の面で、あるいは農業所得者の面で、のアンバランスが相当あるのじやないかというふうに思われます。所得の申告額、あるいは把握額ばかりに三割で半分の開き以上になつて參りますと、いうようなことがありますので、ただいま申しました税法が改正されて負担が納得できるものに近づくなれば、それを考えて、申告も課税も改めて参りたいということは、悪質な抜けているこの納税者についてはしっかりとしてもららう。それと軒並みにまじめにきちんと納めておつた人まで何時増だといふことをする趣旨ではない。やはりはやって参りたいという気持で私どもはおる次第でござります。

大体このたんぼは上田、中田、下田、これらは反収どのくらい、この反収からはどのくらい上るということは大体もうわかつておるのでございまして、なかなかそう大したいんちきはできるものではない。そういう点において昔から目一ぱいということをよく言われておるのでございますが、農村には弾力がないのでござりますから、その弾力のない農村に追撃を加えていく、いわばその課税標準率を高くきて課税していくということになりますといふと、農村といいたしましてはまことに苦しくなつてくるのでござります。こういう点について、一つ主税局当局におきましては一応再検討をされて、もつと納得のできるような方法を考えておるか、考え方よろとしておるか、その点。

第三点につきましては從来この納稅について農民團体等とよく相談していくと、いろいろことを当局も約束されたのでござりますが、その後の経過を見ますると、町村長、協同組合長程度の意見は聞くらしいんでございますが、もつと民主的團体の農民組合の意見を聞くといふ点については、どうもやつておる所あり、やつておらぬ所あります。が、しかし、その意見を聞いたから、それを全部取り上げにやならぬということはないでございますが、そういう点に欠けておりはせぬかと思うのであります。

この三点に対して、局長の御意見をお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(原純夫君)　主として税務の執行面の問題でございますが、私からお答申し上げます。

だいま行なつております反当りの所得基準といいますか、こういふものについてのお話だと思います。これはおっしゃる通り、毎年反当りの所得がこの地域のこの程度の田なり畠なりならどくらくなるとなると計算をいたしまして、農民が申告する場合の参考に供することにいたしております。これは何も押しつけるということではなくて、やはり所得の計算はかなりめんどうな点がござりますし、いろいろ問題点もございますので、それをお役所が実地に調査をして、そしてお話を市町村あるいは協同組合というようなものの意見も十分聞きまして、そして農民の申告に資するといふようにいたしております。

う数字の問題になりますと、やはりそういう、いわばどこにでもあると申しますが、市町村なり農業協同組合なりを一応表に立てるというようなことがあります。ただ、他の団体の御意見でもできるだけは聞くという配慮が要ると思いますが、私、どの程度にやつておるかちょっと存じませんので、この点は農民全體を代表するというような意味で、金額を適當な団体を相手にしてやつしていくことではあります。ですが、多くの場合に、それは市町村なり農業協同組合なりだらうとうふうに考えております。

どを参考にして課税をするということになつてゐるわけです。この前渡邊主税局長、前の平田局長當時から農民関係の団体等の意見を十分参酌するといふことは非常にうまくいつております。また場合によつては非常に抗議が出来る場合もありましよう。特に山形県、新潟県等における農民組合との話し合は成績をあげている。協同組合とか市町村団体もよろしいが、農民組合のような民主的な団体の意見も十分聞いて善処するということをより一そな私はこの際推進してもらいたいと思うのです。そういう点について、ただ市町村団体とか協同組合というのを中心といふことではなく、そういうことも、やはり從来うまくいつておる点についてより一そな私は推進してもらいたいといふことを申し上げて、それに対する御回答を得たいと思います。

○政府委員(原純夫君) 第一の所得標準率をきつくするという点は、先ほども申しましたように、減税になるからといって、そういうものをきつくするといふ氣持はございません。

それから第二の団体についての交渉の問題でございますが、これは私國税庁の方に伝えます。そして御要望を伝えて、もし必要でしたら別の機会にはつきり御回答を申し上げるというふうにいたしたいと思います。

○平岡剛君 関連質問と議事進行に関する私の希望を申し上げますが、初めに私よつと要望申し上げておきますが、きよは大体定例の委員会でなくして、特別に大蔵委員会を開催いたしたのは、大蔵大臣がこれに出席をなさつ

て所得税法に対する質疑を始める、こ
ういう意味であつたわけです。いまだ
に大蔵大臣が出席になつておらない。
これは私遺憾だと思います。特に私は
先般社会党を代表して本会議に上程を
された所得税三法に対し質疑を行いま
したが、時間が二十分に限られており
ましたから、質疑のしつばなしということに
もまた答弁のしつばなしということに
終つておるのであります。本来であれば、私
どもとしてはここの質疑から始めてい
かなければならんところですが、委員
長に協力ををして大蔵委員会の運営を円
滑に進める協力をしておるわけです。
こういう意味から、私は委員長におか
れても、すみやかに大蔵大臣がこの委
員会に出席をされて議事を進めること
に協力をするとということを強く要望し
ていただきたい。それを希望いたして
おきます。

そこで、今野溝委員から徴税強化の
懸念につきましていろいろお尋ねがあ
りました。これは私も大蔵大臣に尋ね
ようと思つていたことの一つであります
が、あなたが今いろいろお話ををして
そのままで済むというと、あとで国民
の方が原さんの答弁と実際とは違うぞ
ということになるといけませんから、
そこで私の考え方を申し上げて、あなた
から一つお答えを願いたいと思うので
す。

私は、大体政府が立てておる千九百
二十二億円の税の自然増収そのものに
対しては疑問を持つておるわけござ
います。大蔵大臣に対してもどうもこ
の自然増収の見積りが大き過ぎるので
はないかという質問をいたしたわけで
あります。しかし大臣は、日本経済の
情勢から見て千九百二十億円くらいの

自然増収ははつきり出ると確信を持つておる、こういうようにお話をあります。またこの自然増収をそれだけ見ただとしても、決していわゆる苛徴課求はいたしませんと、こう答えたのでありますけれども、私としてはなお疑問が残るわけであります。なぜかといふと、本会議でも私指摘しておいたのでありますが、各税種目の収入見込みを昨年に比べてみますと、どれも大き目に見積つておる。それから徴収度合を高めておる。従つて千九百二十億円の自然増収というのは、結局苛徴課求はしませんとは言うものの、實際上は徴税強化ということになつていくのではないか。私はそういう疑問を今まで持つておるわけであります。特に私の調査によりますと、東京国税局の場合ですが、昨年の課税所得額に対して本年度は青色申告で一二五%白色で一二三%の引き上げをはかつてこれを指示しておる。それからもう一つは、税務行政の監督強化をはかつて、税務職員を実質的に徴税強化に取り立てるというような傾向に陥つてゐるのではないか。たとえばこれは関東信越国税局の例でござりますけれども、国税局の課長が所管の税務署に對して、今年は神武以来の景気だから相当地稅収が高くなるはずである。あなたの方の税務署では非常に低調だから、さつき言つたペーセントに達するまで努力をしてもらいたい、こういうよらないわゆる尻たたきをやつておる実情です。私は知つておるわけでございます。そらして、こういう目標に達しない税務署の職員あるいは幹部に対しても、最近は人事考課といいますか、何かその勤務成績が悪いということで、昇

結、昇格の場合においても差別待遇をする、結局それがいやなものでありますから、税務署の職員あるいは責任者も、それはね返りを一般国民のところへ持ってきて、それが徴税強化になると、苛斂誅求しないと言うけれども、税務行政の監督強化というところから見るといふと、結局そなつていくと、いう傾向を私は指摘せざるを得ないのです。從来行なつていたお知らせ制度につきましては、これは衆議院の春日一幸委員が大蔵大臣と十分に論議をかわしまして、結局これはやらないと、こういうことになりましたから、そういう意味では私どもが指摘した一つの点は解消はされましたがれども、同時に私は九百二十億円の自然増収の中には、もう一つ滞納税額を三百四十億円整理するというふうに書かれておる。大体今予算書によれば、現在税の滞納額は四百五十一億円になつておるようですが、それが、その半分が今年の間に取り立てる。今残つておる滞納はそれではどういものかと調べてみますといふと、かなり焦げつき滞納が多い。取れなければ、結局平九百二十億円の自然増収があるあると言つているものであるから、滞納分をあてにして、取れなくなればその分だけ結局一般の善良な国民の方の取り立てに回つてくるのではないか、私はこういう幾つかの事例からいきまして、やはり何だかと言つても、徴税強化になるのじやないだらうかといふ懸念を持つていてるわけであります。ところが大蔵大臣の本会議の答弁といふものは——これは時間が短かつたせいもあるでしよう、再質問もできないような状態でありますから——はなはだ

○政府委員(原純夫君)　自然増収につきましては、私どもこの千九百二十億の自然増収は水増し見込みではないと思つております。各般の条件から見ますれば、この程度は入ると思つております。つきましては、この見込みを立てたことによつて徴税が強化されるということについてのお話であります。先ほど申しましたように、これまでの納稅申告の状況または税務署の調査の方もかなり脱漏があり、またアンバランスがあるということはわれわれも反省しておりますので、極力申告のよい納稅者に対してもむしろ、言葉は厳しくかもしませんが、徴税の何を弱化する、なるべく信用してやつて参る。しかし抜けている、悪質であるというものに対しても、これは当然だらうと思います。これは決して徴税法が大幅に改善されるという際は、そういう面でこれを改善する大事な時期今まで強化しなければいけなかつたものでありますから、そういう面は税を過酷にするというのじやなくて、本來あるべきものにするといふ意味で、そういうことを考えて全般に過酷にするといふようなことは考へておりません。

○委員長(廣瀬久恵君) それではお統
け下さい。
○平林剛君 今あなたは過酷な取り立
てはしない、こう言わなければども、
それが言葉の取りよりうで、その反面に
おいては、アンバランスがあつたのを
調整するとか、あるいは脱漏があつたの
ものをそぐでないようにする。これ
は実際の面におきましては、さつき野
溝委員が指摘をされていつたところま
で下りてくることになるわけですよ。
実際問題としては、私はそういう意味で
では野溝委員の質問に対するあなたの
お答えの中には、どうも現実の問題に
ついて言葉でそらしているような感じ
がするわけです。それはまあ別にし
て、私は後にまたこういう問題につい
てはこまかくお尋ねしていきますが、と
りあえず現在の滞納の状況につきまし
てもう少しこまかいことをお聞きした
いのです。しかし今あなたは主税局長
だから、これは議事進行をはかる建前
もありますから、あとで現在の滞納の
状況について資料の提供を一つしてもら
いたい。
そこで最後の質問だけをしておきま
すが、徵税強化のかまさが強くなつて
おるという一例をちょっと申し上げま
す。あなたは脱漏あるいはアンバラン
スを直すと、こう言われるけれども、
最近税金の督促状の発送準備が行われて
います。御承知のように所得税の申
告期限は三月十五日であります。三月
十五日までに所得税の申告をする、そ
ういう税務行政が行われておること
は、国民全部が承知しておることで
あります。しかしこれは今まで
に納税の督促状の発送準備が行われて
おる。納税を怠っている国民に対し

督促状の発送準備が整そられておる。ういうならば問題にする必要はもうござりません。私もそれを問題にとらへぬつもりはないのです。しかし納税申告をし、納税した者に対しても督促状をいたいと思います。私の承知することになりますといふと、この督促状が督促状が舞い込むよなことになります。が、関連してあなたに指摘をしておきたいと思ひます。私の承知することによりますといふと、この督促状が毎年比べて時期を早めている。例年はもつとおそいのですが、今年は四月の二日になつてゐる。これも五三月の二十三日に各国民のところに督促状が舞い込むよなことになります。そしてその督促状の納付期限を四月の二日になつてゐる。それも五三月の二十三日に各国民のところに督促状が舞い込むよなことになります。督促状が舞い込むよなことを意味するかといふと、督促状を早く出す、そして納付期限を早めておるのであります。今年は四月の二日にしておる。つまりこれはどうぞ。例年はもつとおそく納付期限を定めておるのであります。延滞利子が入つてくる。つまり千九百二十億円の自然増収といふものを督促状を早めに出すためには、こういう無理なことをしなければならぬということを示しておるものだと私は思ひます。先ほどあげた幾つかの例示と共に、この督促状の問題についても、やはりおなじだ。アンバランスあるいは脱調防ぐのだと、こう言ひけれども、うちにはやはり徵稅強化のあせりとなれば、あるいは思つたほどよくないものが方々に現われてくる。これだからね、予算委員会その他で指摘したように、經濟界の動向がよくならないといふことになれば、あるいは思つたほどよくない手が幾つも行われてくることになりはしないか、どうでしようか。

○政府委員(原誠夫君) 税金は三月十五日に申告していただく、同時に三月十五日までに納めていただくといふことになつております。これを申告はされるが、納められないという場合には、税務署としては一日も早く納めていただきたいということを申すのは当然だと存じます。だいぶ前には、それが非常に納付が悪いといふような状態であります。したのは、年来非常に努力しまして、これは期限内に納付していただくよう努めます。ただ、そのときに納めなければならぬということになるわけであります。長年私ども税金をやりましたから、なかなかそういう際の実情はいろいろあると思いますけれども、一日も早く納めていただきたいといふ努力をする意味で、三月十五日までは申告はされたけれども、税金を納めていただいているといふのでは困るから、それを納めて下さいという通知を出すということは、仕事の段取りとしては手順に通知を出すといふようなことは、あらかじめ予定して用意するということは、これはまあそういうものじやないか。だれに督促状を出すかといふようなことをかるのじやなくして、仕事の段取りとしてそういうものを用意するといふことがありますから、そういうふうになつてやつていく例年のやり方を、特に強化するということ、これは強化といいますか、申告があればその納期までに納まるという目標にどんどん近づかなければ、これは私はやはり税といふものはよくならない。先ほど徴収率の問題がありま

たが、私どもたしか三十二年度の見積りでは収入歩合を高く見ておりまし。これは当然そういう方向にいて、大部分のものが納期に納まるということにならなければ、やはり税といふものは本式でない。そうしてまた事実現に三十二年度の経過を通して見まして、収入歩合はかなりに改善されております。これはもちろん経済情勢がよろしいといふこともありますし、同時にまた納税者、それからわれわれもできるだけの努力をしておるということの現われかと思つております。そういう実態を受けて、三十二年度の収入歩合も従来よりも多く見ている、これは決してそれを強化だと言わることはないと存ります。それをやる場合に、非常に過酷なことを言って、余計納まるならなんですが、だんだん税務行政も納税者の方の用意もよくなり、そして経済情勢もよくなつて余計納める、余計の割合に納まる、これがやはり徵収面における理想なんですから、それに一步々々近づくということであつておりますので、その間過酷なことをやるということは絶対にいたさないが、その目標には一步々々近づくよう努めしなければという気持でやつておる次第でござりますから、御了承いただきたいと存ります。

私は申し上げているわけでございません。言つたついででありますから、あなたたの責任ではありませんけれども、一つ同じ政府部内である、かなり高い自然増収を見込んだ当の責任者でもありますから、私は今のことに関連してこれだけは御注文申し上げておきます。

それは督促状の時期を早めることによって國民の負担を重くすることを考へないと、いう結果が生まれることを私は心配するわけであります。税務署の役人が仕事が忙くなる、これはまあ大臣へん御苦労なことであります、それについては別途給与その他でめんどろみればよいことであり、ただ政府が申告所得税の納付期限を三月の二十三日までにやるということになると、十五日に申告期限が来て、八日間の間にこれだけの仕事をする、しかもその間に二十一日の祭日と、それから二十四日の日曜日、二日ありますね。その間に申告されたものはぱっと仕事をやると、いうことになるといふと、それこそ今一度税の事務の面において脱漏が出てくる。税金を取り立てる脱漏ならいいけれども、事務の面の脱漏が出てくること、ちゃんと納めた人にまで催促状が舞い込んでしまう。よく新聞で、一体政府は何をやつておるのかということを例年聞くわけであります。私はことはしきこれが激しくなるのじゃないか、去年より時期を早めて、そうして短かい間にその仕事をやり遂げると、いふことになれば、結局二重督促が行つた行かないからだらうか。そして政府はそのためにたたかれる。國民はそうでなくて

も税金が高いし、徵稅強化がくるかも
しないといふような国民感情を持つ
ておるところにもつてきて、しかも事
務上の手續の上から、さらにこういう
不満が高まるということは、税務署が
國民の敵になるといふふうに言われる
よくなことになつては困る。そりやう
意味で、そういう心配がないようによ
てもらわなければ困る。政府は千九百
二十億円の税金を取り立てるために、
あらゆる方法を講ずる苦心はよくわ
かりますけれども、あらゆる面にお
いて國民に迷惑をかけるといふことに
なりますといふと、これはやっぱり重
大な問題です。あなたはことは、国
税局長官いませんけれども、新聞の
投書欄あたりに、二重督促が来た、一
体、ちゃんと納めたのにまた来た、こ
んなようなことが書かれないと、うよ
うな確信があるかどうか。渡邊さんには
聞くんだけれども、問題は、自然増収
をそう大きな日に見積つたら、渡邊さ
んの方もいろいろ無理をしなければな
らぬというのだから、私は原さんに聞
いておる。

○野瀬勝君 角度を変えまして、一、二お伺いして、私はきょうの質問を打ち切りたいと思います。

所得税法の一部改正の法律案、法人税法の一部改正法律案全部と関連を持つておるわけでございますが、特にそのうち資料の所得税法の一部改正法律案新旧対照表、そのうち第十二条の七に生命保険料の控除という欄があります。それを見ますするというと、「一万五千円とそのこえる金額（その金額が一万五千円をこえるときは、一万五千円）の二分の一に相当する金額との合計額とする。」を、その者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額から控除する、これが出ておるのです。しかし被保険者すなわち大衆でございますが、大衆から集めた金を財政投融資の形におきまして、巨大な産業資本の方面に投融资することは、所管はまた別になりますけれども、財源に頭を痛めておる主税当局といいたしましては、せつかく免税点を設けて大衆のためにやつたことが、また大衆の集めた金を、大衆の意に反した方向にもつていかれるということにつきましてはどう考えておるか、さくばらんに言えど、かようなく免税点を上げてやつておる、この財源の処置に対し、主税当局は何か発言をしたことがあるか、または意見を述べたことがあるか、この点を一つ聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) その点は、住宅建設のための資金をこれによってまかないたいという着想がうらはらになつております。従いまして生命保険会社に対しまして、この特典の拡張による契約増と申しますか、それによる集まつた資金、これをできる限りそつちに回すようにということで、相当長期にわたりまして多額のものを住宅建設の方に回すような話を別途取り進めております。年々百億ないし二百億というような数字を数力年そつちに向けるようにといふふうに別途話を取り進めておる次第でござります。

○野満勝君 これは大蔵当局の権限でやることであるから、やれないことはないのでございますが、何としても保険契約をする。その契約をしなければ保険会社の基礎といつもの危なくなれる、そういう意味で特に保険契約のために、大衆の生命的なものではあるが、同時に保険契約をしなければ会社の維持もできない、そういう点については働く者の協力はなみなみならぬものであります。が、労働組合のものに対しましては、そういう財政投融資の問題についても一言も相談がないようでござりますが、この点は法規にはありませんけれども、どういうふうにお考えになつておるか、これを原さんにお聞きするのには無理ではございますが、ざつくばらんに言えば、お互い話し合って、社会政策なりあるいは社会事業なりに投資をするということについては労組も協力をし、反対する意図はないのでござります。こういう点について私はやはり相談的に金融の、投融資をやる、投融資に使うというようなことは、その方が非常に円満にいくと思うのでございま

すが、どういうふうにお考へになつておられるか、別に責任のある御答弁を聞くということはあなたには無理でござりますが……。

○政府委員(原純夫君) だいぶ私のお答えできるワクをこえますのですが、

まあ非常に個人的ななりになりますが、いろいろな金融機関、保険会社、そ

ういものは資金を運用しますについ

て、いろいろな方面から御要望が出る

といふのはもちろんけつこうだと思います。ただそれが話し合いとすることになると、非常に制度的なものになります。それはもうちろんのことだら

うと思ひます。

○野瀬勝君 さような御共鳴を得るな

らば、特にこの保険控除の問題につい

て、主管局長でござりまする原さんか

ら特にそれぞれの関係当局にさよくな

話をされまして、ただいまの意見の徹

底に御努力を願いたいと思います。次に私がお伺いしておきたいことは、今回の生命保険料の控除は世界的だという御説明でござります。英國は四割、日本は五割というのでございま

すが、まことに歴史的な控除でございまして、私も感心して聞いておつたの

でございます。しかし、生命保険料の控除をすることはいいのでござりますが、まことに歴史的な控除でございまして、私は大衆の経済契約生活契約をしておる火災保険にかかるべきこればかりを無視されて、生命保険ばかりを控

除されて特別待遇を受けるのはどうい

うわけだと聞いてくるのです。この点

は私も実際論理の割り切りに無理があ

りますが、どういう意味合いかからであ

りますが、つましやかなベースで持

本旨で、それにこれによる貯蓄推進と

いうことがあわせて理由になつてゐる

と私どもは考えますが、損害保険の場

合には、そういう観点からみまして両

方ともだいぶ事情が違ひ、まあ損害保

険をつけるというのが生活を安定させ

るために絶対に必要でないとは言いま

せんが、だいぶ損害保険は生命保険と

必要度が違うということと、貯蓄奨励

というふうに申しますと、それは毎

年はとんど全部が火災その他の事由で

保険金の支払いとして出ていってし

まつて、資金が特に生命保険の場合の

ようによく長期にわたつてたまるというよ

うなことはございません。そういう意

けてしまつては困るので、私なども生

むしろ私が申し上げるならば、やは

りこの保険会社なら保険会社は公平に

百万円をしております。これはうそで

もなんでもありません。入つております。契約五

水準備金、またこの異常準備金、その

他なおございますが、それにつきま

してどういう制度かといふと、従来と

ありますか、昔のやり方では所得に

なつて税金を納めなければいけないも

のを、特定の事由によつて準備金と

あるいは引当金とするならば、そ

れは現在税金を納める必要はない、將

來それをくずして利益になるという場

合には、納めなさいといふ制度なんであ

りますが、そのためにはどういう事由

でそういうふうに準備させ、引き當て

させるかといふ事由とからんでその限

度を考えなければいけない。この各種

の準備金の中にもいろいろそういう意

味で妥当性と申しますが、事由の厚薄

があります。またそれをその理由に

従つて、限度を付すべからざるもの

と、それから特定の限度をつけるとい

うよろなものがござります。今回考え

ました中で、貸倒れ準備金、異常危険

準備金、これらにつきましてはどろ

うい理由かと言ひますと、将来貸倒れ

海難があるかも知れない、その際に困るからといふことであります。原則論として言ひますと、税としては将

來どんか何が起るかも知れないといふ

ことで、所得に税をかけないといふこ

とは、これは非常に異例のことと、原

則論として言ひますと、税としては将

來どんか何が起るかも知れないといふ

ことです。それをやりまして、ある

ことは、まあ数限りなくあるわけなん

いは労働者の家計におきまして、ど

ういう事態が起るかも知れないといふ

ことです。それをやりまして、ある

ことは、まあ数限りなくあるわけなん

いは労働者の家計におきまして、ど

ういう事態が起るかも知れないといふ

ことです。それをやりまして、ある

ことは、まあ数限りなくあるわけなん

いは労働者の家計におきまして、ど

ういう事態が起るかも知れないといふ

ことです。それをやりまして、ある

ことは、まあ数限りなくあるわけなん

いは労働者の家計におきまして、ど

ういう事態が起るかも知れないといふ

ことです。それをやりまして、ある

ということとも考へ。まだそういう個別的な損が経験上どの程度起つてゐるか、それをまかなえるか、まかなえないか、今積んでいる程度のものでまかなえるか、まかなえないかといふことを調べて限度をきめなければならぬ。この異常危険準備金の場合には調べてみると、近年相当の期間にわたつてこれをくずさんならぬという事例がほとんどないようになつて参りました。これは保険会社の単位が大きいから、小さなによつても当然違います。が、だいぶ戦前に比べて単位が大きいといふようなることもあります。ほんど該当の事例がないといふようなことでありますので、またある程度積むところは積んできたといふことで、たゞいまこれを見ると毎年積み得る限度をある程度低くするということを考えております。が、これは他の準備金等々との權衡等を考慮したことであつて、私どもの見解では、それで損害保険会社の異常危険に対する準備は大体できるのではないか、また一方にこの再保険制度といふものが戦後年を経つにつれてだんだんと利用し得る度合いもふえ、その基礎を確立してきておるわけでありますから、両々合せて考えれば、そういう点についての心配は大体こたえていけるのではないかうかという気持でおる次第でございます。

いと思うのです。たゞ保険金支払の場合をも同時に考えてはしい、また労組といたましても、会社が経営が不振だといふとしても、生命保険の方は優遇されて、一方的に生命保険の方は優遇されて、いうことで、一時問題の起つたことは主税局長もすでに御承知のことと思うのです。そこで今までこういふうに員にもつてこられたのではかなわんと、そして損害保険の方は押さえられてくるということになりますと、ここに從業員からも問題が提起されてくるのです。先ほどの説明だけではどうしても理論的に納得ができない。たとえばその場合には政府で保証するか、裏づけをするとかどうとか、はつきりわかつておればよろしゅうございますが、そういう点が明らかにならぬと、今後大火のあるいは風水害の場合においても、これから原子力の時代においてどんな事態が起るかわかりませんが、いろいろの意味において相当損害保険の危険範囲が拡大され、国際的にも私は重要な段階になつてくると思うのです。もちろんこれは国営とか何とかになれば別でございますが、さもない段階においては、日本の産業のいんしん、発展を期すべきは当然であります。その場合に、事業の萎縮するよう押えられてきたのでは、国際的の業界における戦いができるかどうかという問題なのです。そのことも考えておつたのかどうかといふことが一つと。

度はこれを7%としたのですが、そういう点について、明らかにされぬと、業界も従業員組合もともに行く末を不安がつておるのでありますから、この点をもつとわかるように、一つ説明してもらいたいと思います。

○政府委員(原純夫君) まず第一の、これで異常な危険が起きた場合に大丈夫かという点について申し上げます。私の手元にありますのは、昭和五年度から昭和二十九年度までの火災及び海上保険につきましての損害率、毎年の正味収入保険料と申しますのは、総収入保険料から再保険料として払つた額を引いたものであります。その大体の保険料の総収入額だと思ってよろしいのであります。それに対し五割をこえる損害がありますと、そのこえる部分が異常危険だということになつております。それじゃ、昭和五年度から最近まで五割をこえる年があつたかといいますと、火災保険につきましてはたつた一度昭和二十一年に五三・二%という年がございます。自余の年は四割台がたつたその間に二年であります。その他は三割台、二割台、一割台の年もございます。これは、ですから異常危険がないところが、通常の損害も、これ以上は異常危険で、ここまでは通常だといつているものはほんかに下のわけです。海上の損保におきましては、どうかといいますと、海上の損保の場合は、ただいま申しましたこれをこえれば、というのは八割でござりますが、これは昭和五年以来最近まで全然該当する年度がございません。一番高い年が昭和二十一年で七割四分二

厘というものがござります。以下六割台、五割台、四割台、最低は三割台の年もございます。これは全部の損害率でありますから、そのうち保険会社個々にはこれに高下があります。従いまして出て参る分もあらうかと思いますが、こういう事業はやはり相当な単位でやらなければ本来成り立たないといふので、実事それが戦後は戦前に比べてずっと単位が大きくなつてゐるわけでありまして、実際に各社にあてはめてもほとんど適用がないということであつて五割をこえるかこえないかというところで、ほんどこえるものがないということでありますから、この正味収入保険料の今一〇〇%まで無税で積めるということになつておなりますので、今後またどういうことが起るかわかりませんが、まことに私どもの考えでは大丈夫ではないか、ちなみに額を申しますと、昭和二十九年度分の数字しか手元にございませんが、正味収入保険料五百三億であります、それに対しても三十年三月末でどれだけ準備金を積んでおるかといいますと二百七億といふ額が無税で積まれております。相当な準備金になつておるというふうに私は思います。つまり今申しました五割をこえて、五百三億の五割ですから二百五十億、それをこして二百七億分の異常危険があつても大丈夫だということですから、万々間違いなから、そうすると現在の程度でいいかということになりますが、これはまだ四割一分にしかならないので、今後まだ相当積む余地が残してある。その積む余地なりテンボなりが、どうもこの辺である程度ゆるんでもよろしいといふ判断をしたものですから、先ほど申

しましたが、生命保険などとも不均衡じやないかといふお話をですが、生命保険の場合はもちろんそれによつて保険契約額がふえれば、会社も利益するわけですがあります。しかし、生命保険料控除というのは、各所得者個人に対する控除であつて、たくさんのがこの生命保険料を払えば、それを所得から控除してもらつという制度であります。損害保険の場合は、これは保険に入つてある人に對するなんではなくて、保険会社の利益をそこに無税のまま積ましておこらうということであつて、その結果、ある保険会社では、こういう制度を認めない場合に比べて約三分の一だけ所得が課税からはれると、相当大きな利益になつてゐるわけでござります。そういうのは年來続いてそういう累積したもののが非課税のまま会社は持つてゐるといふことになつておりますので、だいぶその辺の感触も違ひのではなかろうか。それはもちろんそういう感触といふよりも、それぞれの制度の意味に従つて異常危険に備えるといふ見地から純粹に考へるべきだと思ひますし、その面では先ほど申したような考え方から、私どもそういうふうな若干の制限を加えたいと思つてゐる次第でござりますから、御了承をいただきたいと思います。

下げる。それは被保険者には関係がない。会社も確かにそうでしょう。それならこういうような損金算入の積増額の引き下げをやるよりは、むしろそういう場合には、被保険者にはこの場合によろな、被保険者のことを考えて、どうしてこの問題の処理に当つてくれなかつたかということを聞きたいと思います。

○政府委員(原純夫君) その問題は、どうしてこの問題の処理に当つてくれなかつたかということを聞きたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) その問題は、この保険料率の合理化と申しますが、常にこれを引き下げる努力をするといふ問題だらうと思います。そういう面としては私の所管外ですが、年来そういう角度で努力をしておられるよう思ひます。お話を趣旨を十分関係の方に伝えることいたしました。

○野瀬勝君 最後に、ぜひ一つこういふ場合には被保険者の気持等とにらみ合せて処理するように、主税局長の方から関係の部局に善処方を願いたいと思ひます。

○委員長(廣瀬久忠君) なお、午後質疑を続行することにいたしまして、二時半まで休憩いたします。

午後一時三十六分休憩

又は母との世帯に属する子」としてこういうことですか、間違いましたでしょうか。

○土田国太郎君 それで次の二に「父

又は母との世帯に属する子」としてこういうことですか、間違いましたですか。

○土田国太郎君 それでは次の二に「父」又は母との世帯に属する子」としてこういうことですか、間違いましたですか。

○政府委員(原純夫君) その通りでございます。

○土田国太郎君 それから「祖父又は祖母とその世帯に属する孫」、これも資産以外の所得九万円の収入があれ

ば、これも合算されないのですか。

○政府委員(原純夫君) その通りでござります。

○土田国太郎君 今、祖父の問題であります。お話を趣旨を十分関係の方に伝えることいたしました。

○土田国太郎君 今は、この祖父母の問題であります。お話を趣旨を十分関係の方に伝えることいたしました。

○政府委員(原純夫君) 係に配偶者または子があるという場合はそれでは

ね、されど妻がなければいかぬですか、その孫は。

○政府委員(原純夫君) 係に配偶者また子があるという場合はそれでは

ね、されど妻がなければいかぬですか、その孫は。

○委員長(廣瀬久忠君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○土田国太郎君 今年の所得税減税についてちょっとわからぬところがありますから、局長にお伺いいたしたいと存じます。

大体、私のお聞きしたいところは、十一條の三ですが、大体はわかりますが、もし間違つたらいけませんが……、これはこういふことですか、夫に対し

従来と違つて納税しなければならないということになるのですが、そういうことは、減税をされるという今までの理由はございませんが、局長はどうお考えですか。

○政府委員(原純夫君) これは資産所得を合算して税額をはじくという根本的理由をお尋ねになつてのことになりますが、この問題につきましては、年来非常に議論のあつたところでありますし、まだわが国においても昭和二十四年以前は、もちろん資産所得だけでなくて全部合算しております。シャウブ勧告で二十五年に改正になりましたときも、資産所得と扶養親族の所得は合算課税するといつて改められました。

○政府委員(原純夫君) その通りでござります。イタリーの例は、私ちよつと見ておりました。諸外国においても、こういう所得は合算して課税するという例が多うございます。その理由は、資産所得といふものを担税の範囲の親族の間では、一体として担税力を応じて課税するというのに一番よい方法は、やはり世帯員相互間と申しますが、あるいは少くともある程度の範囲の親族の間では、一体として担税力を応じて課税するというのに一番よい方法は、やはり世帯員相互間と申しますが、あるいは少くともある程度の範囲の親族の間では、一体として担税力を応じて課税するというのに一番よい方法は、やはり世帯員相互間と申しますが、あるいは少くともある程度の範囲の親族の間では、一体として担税力を応じて課税するというのに一番よい方法は、やはり世帯員相互間と申しますが、あるいは少くともある程度の範囲の親族の間では、一体として担

税するというふうになつております。フランスもこの合意——ことはたしか平均の国民所得が日本の三倍ちょっとだったと思いまが、ここでも夫婦と千八才未満の同居の子女の所得は合算する。ただし子女が父母と関係のない事業で得た勤労所得は合算されないといふようなことは、私は税法の精神が那邊にありやどりませんが、西ドメリカは、おつしやる通り合算であります。

○政府委員(原純夫君) 資産所得を合算します場合、先ほどもちよつと申しました二つの理由がござりますが、その一つである資産の分割ですね、資産を世帯員に分けることによって、御主人が全部資産所得を持つているという

人が全部資産所得を持つているとい

う一つである資産の分割ですね、資産を世帯員に分けることによって、御主人が全部資産所得を持つているとい

う一つである資産の分割ですね、資産を世帯員に分けることによって、御主人が全部資産所得を持つているとい

う一つである資産の分割ですね、資産を世帯員に分けることによって、御主人が全部資産所得を持つているとい

う一つである資産の分割ですね、資産を世帯員に分けることによって、御主人が全部資産所得を持つているとい

う一つである資産の分割ですね、資産を世帯員に分けることによって、御主人が全部資産所得を持つているとい

う一つである資産の分割ですね、資産を世帯員に分けることによって、御主人が全部資産所得を持つているとい

う一つである資産の分割ですね、資産を世帯員に分けることによって、御主人が全部資産所得を持つているとい

う一つである資産の分割ですね、資産を世帯員に分けることによって、御主人が全部資産所得を持つているとい

す。

○土田国太郎君 今、現在の税法からお聞きしたいのは、この合体計算です。総合計算といつてますか、この当該世帯主是非常な増税に相なるなるといふことは非常によろしくないわけですね、その高率になつたものは、その所有者が税金を納める、收入者が、世帯員が納める、こういふことになつてゐるようですが、妻なりまた子供がそのためにそらう多額の税金を

うなことは、少し違つていやしないですか。同じ税法でありながら、一方は家族間でおののおのの夫も妻も別に財産といふものを認めておつて、それを譲るうなことは、譲渡の税金を納めなければなりません。そこで、一方は税金を払つて子供のものにしてしまえば、それはもう完全に子供のものとし

て譲渡すべきだといふ議論は当らないと。何となれば、計算だけをいたしまと、贈与税といふものは、いずれ子供に財産がいく場合に相続税がかかる、それのいわば前取りといいますか、相続税に対応するものとしてそらういふ場合に観念されるわけあります。

だから、それはいすれ取られなければならぬものであります。ところが、そういうふうに分割することによって所得税の方は非常に軽くなるということをしますと、もう従来の税率ですと、数年にして贈与税を払った分は所得税が軽くなつてとんとんになるということになります。やはり贈与税を取るから独立だといふことでなくして、所得課税として、毎年の収益に対する所得課税が税率に合うようにするためには、やはりお願い申し上げております範囲のグループの中においては、一体として課税しなければいかぬのではないかといふふうに思います。それでは、そうするのなら、贈与しても贈与税をかけなければいいじゃないかという議論も出ようかと思います。それは、そうする考え方もありとあります。ですが、そこで私ども実際問題として困ると思いまるのは、それではその御主人が何年かたつてなくなり妻のものになつておるというふうなつたといふときに、名義は子供のものになり妻のものになつておるというふうなつたといふときに、名義は子供のものになり妻のものになつておるといふふうにいたさざるを得ないと思う次第でございます。

○土田国太郎君

今、妻の見方と逆な見方

をして……。あなたの見方と逆な見方ですね。事業贈与された品物によって得た收入で生活すると、家庭は同じにおつても、部屋が違うとか、自分の女房や身の回りといふものをその収入に取りながら独立だと、所得課税として、所得課税が税率に合うようにするためには、やはりお願い申し上げております。それでやつておるというのがたくさんあるのです。あなたの見方のものもあるし、私が主張するようなものもあるわけなんです。そういうものもありとすれば、はなはだそれは迷惑するわけですがね。そういうことを大蔵省に

お考えにならぬのですか。はなはだそこの高いところに持つていかれるのは迷惑だ。実際そのグループで使っておりながら、子供の三才や、学校生徒とわけの違う人ですよ。ほかに収入があつたり、贈与を受けたものの収入によつていろいろやっていく、こういうものがあるわけですから。

○政府委員(原純夫君)

自分でやつておるといふところに持つていかれるのは迷惑だ。実際そのグループで使っておりながら、子供の三才や、学校生徒とわけの違う人ですよ。ほかに収入があつたり、贈与を受けたものの収入によつていろいろやっていく、こういうものがあるわけですから。

○土田国太郎君

親子や祖父、孫は、

まあ一応あなたがおつしやる通りにす

るととも、妻なるがゆえに無条件で置くことは、少し妻に対してかわいそりじゃありませんか。私の言うの

は、妻も資産所得以外に、九万円の収入

があった場合の話ですよ。それは一般の家族並みにしていいんじゃないですか。

○土田国太郎君

今、妻の資産の構

成が、全くそろ夫の世話をもならず、

実家から持つてきたとか、あるいは自

分が働いて月給をもらつたとかいうよ

うなことで九万円以上のものがあり、

それで夫の世話にならない、資産を

持つてながら、それを夫のところに

持つてくるというのは、均衡上いかぬ

立場であるといふうに考えて、そ

の場合はそういう考え方から無条件

に合算するといふことにいたしたい。

まあいろいろな場合があると思います

が、やはり多くは分割によって妻に持

たしておるといふ場合が多いのじやな

いからうかと思いませんが、根本は、ただ

いま申しましたように、一番合算が担

税力に合うといふ性格の強い関係が夫婦の関係であるといふことから、こう

いうふうにお願いしておる趣旨でござ

いません。

○平林剛君

今の条項で私もちょっと

疑問があるのですが、この法律のねら

いについては、今御説明があつたとこ

ろでわかるのであります。憲法上の

問題からいって、どういうふうな解釈

を持つておるかといふことについてお

伺いしたいと思います。男女同権とい

う最近の考え方からいきますとい

ます。子供を持つた場合はそれはもうはずすといふふうに聞いておるからです。あとは、夫婦の間にあっては九万円をこえます。子供を持つた場合はそれはもうはずすといふふうにしておりますのでは、ほんとうの独立歩きといふものにしようといふことで、また配偶者を持続歩といふまでいえるかどうか実は疑問かもしませんが、いずれ独立もおつても、部屋が違うとか、自分の女房や身の回りといふものをその収入に取りながら独立だといふことでなくて、所得課税として、毎年の収益に対する所得課税が税率に合うようにするためには、やはりお願い申し上げております。それでやつておるというのがたくさんあるのです。あなたの見方のものもあるし、私が主張するようなものもあるわけなんですね。そういうものもありとすれば、はなはだそれは迷惑するわけですがね。そういうことを大蔵省に

お考えにならぬのですか。はなはだそこの高いところに持つていかれるのは迷惑だ。実際そのグループで使っておりながら、子供の三才や、学校生徒とわけの違う人ですよ。ほかに収入があつたり、贈与を受けたものの収入によつていろいろやっていく、こういうものがあるわけですから。

○土田国太郎君

親子や祖父、孫は、

まあ一応あなたがおつしやる通りにす

るととも、妻なるがゆえに無条件で置くことは、少し妻に対してかわいそりじゃありませんか。私の言うの

は、妻も資産所得以外に、九万円の収入

があった場合の話ですよ。それは一般の家族並みにしていいんじゃないですか。

○土田国太郎君

今、妻の資産の構

成が、全くそろ夫の世話をもならず、

それで夫の世話にならない、資産を

持つてながら、それを夫のところに

持つてくるというのは、均衡上いかぬ

立場であるといふうに考えて、そ

の場合はそういう考え方から無条件

に合算するといふことにいたしたい。

まあいろいろな場合があると思います

が、やはり多くは分割によって妻に持

たしておるといふ場合が多いのじやな

いからうかと思いませんが、根本は、ただ

いま申しましたように、一番合算が担

税力に合うといふ性格の強い関係が夫婦の関係であるといふことから、こう

いうふうにお願いしておる趣旨でござ

いません。

○平林剛君

今の条項で私もちょっと

疑問があるのですが、この法律のねら

いについては、今御説明があつたとこ

ろでわかるのであります。憲法上の

問題からいって、どういうふうな解釈

を持つておるかといふことについてお

伺いしたいと思います。男女同権とい

う最近の考え方からいきますとい

ういうふうな考

えなんでもなくさんあるのですよ、実際問題

たという場合もありますし、ある

いは妻が自分でいろいろ事業をやり、あ

りに入る、そしてそれで食べていく

いは勤労してためたといふ場合もあ

るようですが、夫婦の場合にはそれ

もあらゆる所得についてそういう考

え方でいくといふのは行き過ぎである

として、子供が他の所得がわずか九万円

をこしますれば、これはまあそれで独

立歩といふまでいえるかどうか実は

は必ずといふうにしておりますの

で、ほんとうの独立歩といふものに

ついては、はつきり合算からはずすと

いうことにいたしておるわけでござい

ます。

○土田国太郎君

親子や祖父、孫は、

まあ一応あなたがおつしやる通りにす

るととも、妻なるがゆえに無条件で置くことは、少し妻に対してかわいそりじゃありませんか。私の言うの

は、妻も資産所得以外に、九万円の収入

があった場合の話ですよ。それは一般の家族並みにしていいんじゃないですか。

○土田国太郎君

今、妻の資産の構

成が、全くそろ夫の世話をもならず、

それで夫の世話にならない、資産を

持つてながら、それを夫のところに

持つてくるというのは、均衡上いかぬ

立場であるといふうに考えて、そ

の場合はそういう考え方から無条件

に合算するといふことにいたしたい。

まあいろいろな場合があると思います

が、やはり多くは分割によって妻に持

たしておるといふ場合が多いのじやな

いからうかと思いませんが、根本は、ただ

いま申しましたように、一番合算が担

税力に合うといふ性格の強い関係が夫婦の関係であるといふことから、こう

いうふうにお願いしておる趣旨でござ

いません。

○平林剛君

今の条項で私もちょっと

疑問があるのですが、この法律のねら

いについては、今御説明があつたとこ

ろでわかるのであります。憲法上の

問題からいって、どういうふうな解釈

を持つておるかといふことについてお

伺いしたいと思います。男女同権とい

う最近の考え方からいきますとい

ういうふうな考

えなんでもなくさんあるのですよ、実際問題

たという場合もありますし、ある

いは妻が自分でいろいろ事業をやり、あ

りに入る、そしてそれで食べていく

いは勤労してためたといふ場合もあ

るようですが、夫婦の場合にはそれ

もあらゆる所得についてそういう考

え方でいくといふのは行き過ぎである

として、子供が他の所得がわずか九万円

をこしますれば、これはまあそれで独

立歩といふまでいえるかどうか実は

は必ずといふうにしておりますの

で、ほんとうの独立歩といふものに

ついては、はつきり合算からはずすと

いうことにいたしておるわけでござい

ます。

○土田国太郎君

親子や祖父、孫は、

まあ一応あなたがおつしやる通りにす

るととも、妻なるがゆえに無条件で置くことは、少し妻に対してかわいそりじゃありませんか。私の言うの

は、妻も資産所得以外に、九万円の収入

があった場合の話ですよ。それは一般の家族並みにしていいんじゃないですか。

○土田国太郎君

今、妻の資産の構

成が、全くそろ夫の世話をもならず、

それで夫の世話にならない、資産を

持つてながら、それを夫のところに

持つてくるというのは、均衡上いかぬ

立場であるといふうに考えて、そ

の場合はそういう考え方から無条件

に合算するといふことにいたしたい。

まあいろいろな場合があると思います

が、やはり多くは分割によって妻に持

たしておるといふ場合が多いのじやな

いからうかと思いませんが、根本は、ただ

いま申しましたように、一番合算が担

税力に合うといふ性格の強い関係が夫婦の関係であるといふことから、こう

いうふうにお願いしておる趣旨でござ

いません。

○平林剛君

今の条項で私もちょっと

疑問があるのですが、この法律のねら

いについては、今御説明があつたとこ

ろでわかるのであります。憲法上の

問題からいって、どういうふうな解釈

を持つておるかといふことについてお

伺いしたいと思います。男女同権とい

う最近の考え方からいきますとい

ういうふうな考

えなんでもなくさんあるのですよ、実際問題

たという場合もありますし、ある

いは妻が自分でいろいろ事業をやり、あ

りに入る、そしてそれで食べていく

いは勤労してためたといふ場合もあ

るようですが、夫婦の場合にはそれ

もあらゆる所得についてそういう考

え方でいくといふのは行き過ぎである

として、子供が他の所得がわずか九万円

をこしますれば、これはまあそれで独

立歩といふまでいえるかどうか実は

は必ずといふうにしておりますの

で、ほんとうの独立歩といふものに

ついては、はつきり合算からはずすと

いうことにいたしておるわけでござい

ます。

○土田国太郎君

親子や祖父、孫は、

まあ一応あなたがおつしやる通りにす

るととも、妻なるがゆえに無条件で置くことは、少し妻に対してかわいそりじゃありませんか。私の言うの

は、妻も資産所得以外に、九万円の収入

があった場合の話ですよ。それは一般の家族並みにしていいんじゃないですか。

○土田国太郎君

今、妻の資産の構

成が、全くそろ夫の世話をもならず、

それで夫の世話にならない、資産を

持つてながら、それを夫のところに

持つてくるというのは、均衡上いかぬ

立場であるといふうに考えて、そ

の場合はそういう考え方から無条件

に合算するといふことにいたしたい。

まあいろいろな場合があると思います

が、やはり多くは分割によって妻に持

たしておるといふ場合が多いのじやな

いからうかと思いませんが、根本は、ただ

いま申しましたように、一番合算が担

税力に合うといふ性格の強い関係が夫婦の関係であるといふことから、こう

いうふうにお願いしておる趣旨でござ

いません。

○平林剛君

今の条項で私もちょっと

疑問があるのですが、この法律のねら

いについては、今御説明があつたとこ

ろでわかるのであります。憲法上の

問題からいって、どういうふうな解釈

を持つておるかといふことについてお

伺いしたいと思います。男女同権とい

う最近の考え方からいきますとい

ういうふうな考

えなんでもなくさんあるのですよ、実際問題

たという場合もありますし、ある

いは妻が自分でいろいろ事業をやり、あ

りに入る、そしてそれで食べていく

いは勤労してためたといふ場合もあ

るようですが、夫婦の場合にはそれ

もあらゆる所得についてそういう考

え方でいくといふのは行き過ぎである

として、子供が他の所得がわずか九万円

と、妻であるがゆえにこのグループのよう区別をされてしまうということになります。憲法の上から見て少し疑義があるのじゃないか、こういう疑問を持つのであります。この点について政府の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(原純夫君) 憲法の規定に照らしてという面で考えましたのは、第二十四条がおもな問題だと思います。それに関連して第十三条というよ

うな点ではなからうかと思います。二十四条には、二項に、「配偶者の選択、財産権、相続」云々、「及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と兩性の本質的平等に立脚して、制定されなければならぬ。」といふことが書いてござります。十三条の方には、「個人の尊重と公共の福祉」ということで、「すべて国民は、個人として尊重される。生

命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、」云々といふように規定がございます。ここでは財産権があまり表に出でおりませんが、個人として尊重される、個人主義的な考え方が出でているということが言えるかと思いまます。そこで、第二十四条の二項の、兩性の本質的平等、それから個人の尊厳の十三条の趣旨も、この辺に合せて申し上げてよろしいと思うのであります。そういう点について考えてみたところを申し上げます。

第一に、兩性の本質的平等に反するかどうかという問題であります。この合算の場合においては、兩性をどちら立てるか、どちらを從にするということはいたしておりません。ただいまお話を例として、夫が主たる所得者で

ある場合を考えて申し上げております。それに関連して、要するに資産所得が多いという場合には、夫の資産所得が妻に合算されるということになるのです。それから少しお話を聞くと、夫の資産所得が一番多い人、子供の一人がそれを一番多ければ、その人に合算される

ということです。性別でどうしようといふものではありませんから、その辺の批判はなからうかと思つております。しかば、財産権に關して、個人の尊嚴に立脚して法律は制定されなければならぬという点であります。と申しますのは、税は担税力に応じて公平に課税するといふのが、これに矛盾するといふことはない。しかし、これは原さんの見た立場からおつらうかと思つております。たゞいまお願いしておきますのは、要するに、担税力に応じて一番適正になるような税制にいたしたい。

○政府委員(原純夫君) 同様の言葉が決してそれで個人の尊嚴を害するといふことではなく、担税力に応じる課税にあります。たゞいまお願いしておりますのは、要するに、担税力に応じて一番適正になるような税制にいたしたい。も自分の所得が主たる所得者に持つていかれてしまつて、そしてその人のものになるといふような誤解を受けやすくなります。そこで、第二十四条の二項の問題も、公平論も、私は了承がたい点がありますが、これは水かけ論になります。たゞいまお願いしておきますのは、要するに、担税力に応じて一番適正になるような税制にいたしたい。

○平林剛君 今のことに関連して、憲法上の解釈についてはもう少し私ども研究して、別の機会に御意見を伺いたいと思つております。一一番この法律で問題になり、そなうのは「生計を一にする」という表現だと思ひます。法律のねらいについては、夫と妻がいる、そしてそれが資産の尊厳を害するということは私どもないと、税はやはり担税力にびたりと合

う形で課税するという一方の要求が、決して個人の尊嚴を害しているといふことは言えないのではないかといふふうに私は思います。なお、その他に問題がありますれば妻に合算されるということになるのであります。要するに資産所得以外の所得が一番多い人、子供の一人がそれが一番多ければ、その人に合算される

ことにはあります。たゞいまお願いしてやつておるんですよ。ただ共同の所得が一番多い人、子供の一人がそれが一番多ければ、その人に合算される

ことにはあります。たゞいまお願いしてやつておるんですよ。ただ共同の所得が一番多い人、子供の一人がそれが一番多ければ、その人に合算される

たが、妻の方が資産所得以外の所得が多いという場合には、夫の資産所得が妻に合算されるということになるのであります。要するに資産所得が一番多い人、子供の一人がそれが一番多ければ、その人に合算される

ことにはあります。たゞいまお願いしてやつておるんですよ。ただ共同の所得が一番多い人、子供の一人がそれが一番多ければ、その人に合算される

ことにはあります。たゞいまお願いしてやつておるんですよ。ただ共同の所得が一番多い人、子供の一人がそれが一番多ければ、その人に合算される

ことにはあります。たゞいまお願いしてやつておるんですよ。ただ共同の所得が一番多い人、子供の一人がそれが一番多ければ、その人に合算される

ことにはあります。たゞいまお願いしてやつておるんですよ。ただ共同の所得が一番多い人、子供の一人がそれが一番多ければ、その人に合算される

ことにはあります。たゞいまお願いしてやつておるんですよ。ただ共同の所得が一番多い人、子供の一人がそれが一番多ければ、その人に合算される

ことにはあります。たゞいまお願いしてやつておるんですよ。ただ共同の所得が一番多い人、子供の一人がそれが一番多ければ、その人に合算される

な型を変えます問題でありますから、お各界の御意見も承わつて十分慎重に研究いたしたいと思います。

○委員長(廣瀬久忠君) ただいま、本委員会の要求によりまして、大蔵大臣が出席されたのであります。予算委員会の審議の都合上、大体三十分間といたことに相なつておりますので、この点お含みの上で御質疑をお願いしたいと思います。よろしくうございます。

○平林剛君 大蔵大臣は、大へん予算案の審議その他で御多忙のことと思ひますけれども、もう少し大蔵委員会の出席率をよくしてもらわないといふと、参議院の大蔵委員会の審議といふものは進展しないわけであります。私ども、今度の国会が開催されましてから、何回か大蔵委員会に出席をいたしましたけれども、もう少し都合をつけたこの委員会に御出席になつていただきたい。せつからくおいでになつたのに、最初にこんな注文を出しますのは失礼でありますけれども、大蔵大臣からそのことにつきまして少しお考えを聞きたいと思うであります。

○國務大臣(池田勇人君) 御承知の通りであります。そこで、私は今まで参議院の大蔵委員会を中心に御努力をしてきましたけれども、大蔵大臣が予算審議を中心に行なつておられるわけでも、何回か大蔵委員会に出席をいたしましたけれども、もう少し都合をつけたこの委員会に御出席になつていただきたい。せつからくおいでになつたのに、最初にこんな注文を出しますのは失礼でありますけれども、大蔵大臣からそのことにつきまして少しお考えを聞きたいと思うであります。

いうことについて一つ大蔵大臣の御見解をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣（池田勇人君） 一体をなし
ておるものでござりまするから、どちら
も同時に御審議、御決定を願いたい
と思うのであります。予算案の方が衆
議院を通過いたしましたが、税制改正

案の方はまだ審議中でございます。

○平林剛若 まあこの問題は大臣閣下、皆様方の御協力を願ひたいと思ふんであります。国会全体の問題でござりまするから、原則を破るとも私は考えておりません。

会党を代表して政府にお尋ねいたしました項目につきまして、時間が短しかつた関係で、まだ質問のしつ放しになつてお困の方も答弁のしつ放しになつておりますから、私はまずこの本会議において質問をしたところで十分意の尽せなかつた点について、政府の見解を伺いたいとしたいと思うのであります。

第一の問題は、租税特別措置法に關することです。租税特別措置法の負担額とともに近年痛烈な批判となりました。この撤廃を求める声が高まつてきています。税制調査会でもこの問題を議論しましたが、私は、その構成を分析してみますというと、それぞれ業界を代表したものが多いので、どうも特別措置の整備に徹底を欠いたうらふ

会党を代表して政府にお尋ねいたしました項目につきまして、時間が短しかつた関係で、まだ質問のしつ放し、政府の方も答弁のしつ放しになつておられますから、私はまずこの本会議において質問をしたところで十分意の尽せなかつた点について、政府の見解を伺いたいとしたいたいと思うのであります。

第一の問題は、租税特別措置法に関する事項であります。租税特別措置法に関する国民感情は、直接税の負担増とともに近年痛烈な批判となりまして、この撤廃を求める声が高まつてきております。税制調査会でもこの問題は議論しましたが、私は、その構成分析してみますといふと、それぞれ業界を代表したものが多いので、どうも特別措置の整備に徹底を欠いたうらやまがあると、こう思つておるのであります。ところが政府の提案になるといふと、なおいろいろな理由を付して、答申案の内容を破つて、結局初年度二千億、平年度三百五十五億円と、特別措置の幾つかを温存してしまつておる。まさに国民感情からいいましても、また現実問題から考へても、けしからぬ話だと私は思うのであります。私がこれまでお話をしたが、臨時税制調査会の答申を参考にしたけれども、各種の事情を十分考えてこれを適当に調整し、今回の税制改正をしているというお答えがありました。私はさうはこの政府の態度につきまして、大蔵大臣にもつと納得のできる答弁を願いたいと、こう考えておるわけであります。しかも、この租税特別措置法の法律案の体裁を見ますといふと、従来の法律の体裁を見ますといふと、従来の法律の体

裁を整備して、結局その租税の特別措置法という感じが、何となくこの法的実験案そのものを整備してしまったものですから、恒久的な存在を認めるようになります。これらの特別措置に対する政府案の心がまさといふものを、大臣の案からお伺いをいたしたいと思うのであります。

○國務大臣（池田勇人君） 租税特別措置法は、一方では租税の公平の原則を維持しつつ、他方では国の産業政策の観点からある程度の減免措置をいたしておるのであります。これは各國においてもやつておりますことでございまして、われわれも、日本経済の急速な発展を期するために、従来からやつておるのであります。しかし、この負担の公平を叫ばれておりまする今日、しかもまた現在振り返つて見ますると、ある程度これを縮小する必要があるのではないかという観点から、臨時租税制度調査会に諮問をいたしたのでござります。しこうしてその答申案を私は再検討いたしまして、政府の見るとおりにまして、是正を加えまして、御審議願つておるような状況でござります。

○平林剛君 どうも時間の都合があるかもしれませんけれども、大臣の答弁は簡単過ぎて、あなたのお答えで国庫が納得するかどうか非常に疑問を感じます。それをおわなければならぬ、こういう法が租税の原則である負担の公平を破つて、政策的な配慮がなされ過ぎて非常に強い批判があるということは、もうきょうは繰り返しません。私はこ

○國務大臣(池田勇人君) 税特別措置法は、御承知通り産業政策からきておるのでござります。期限の付してあるものにつきましても、また期限の付しないものにつきましても、常に經濟の変遷を見ながら、またわが國の産業の実態を考慮しながら、徐々にこれを縮小するとか、あるいはまた将来のために、新規に出てくる場合におきましては、これはやむを得ぬ場合もござりまするが、建前といたしましては、その國の經濟事情の見通しによりまして、こういふものはなきにこしたことではない。しかしこれは、租税のいろいろの原則がござりまするけれども、最も肝心な公平の原則を、經濟政策の点からある程度曲げておるのでござります。本筋からいえばこれはないにこしたことはない。しかし經濟界の将来、また現在の複雑なる事情から考えまして……。これは最小限度にとどめべきことはもちろんでござります。私はそういう方針で今後この租税措置法を考えていきたいと思っております。

結論に達しておるのであります。配当所得控除についても五%の配当控除割置を継続した理由については、今概括的にお答えをありましたように、資本の蓄積あるいは貯蓄の奨励、こういうことにあると思いますけれども、これはどうも私は納得できない。なぜかといふと、貯蓄の奨励とか資本の蓄積といふことは、それが国民全般の福祉に連なる強いつの時代においても必要だ。貯蓄の奨励とかあるいは資本の蓄積といふのは、これはいつの時代でも必要なことです。大蔵大臣は本会議においても、昭和三十年には幾ら幾らの資本蓄積があつた、昭和三十二年度は一兆一千五百億円あるいは一兆二千億円の貯蓄目標をするのだ、こういう答弁がありましたけれども、私はそのために当然国家の税収入になる利子所得の百十億円、配当所得に対する税収六十五億円を犠牲にすることは、そろばんと国民感情に合わない、こういうふうに指摘をしたのでありますけれども、いつの時代においても必要な貯蓄の奨励、資本の蓄積、こういうことになってきますというと、いつまでたつてもこの特別措置を廃止することにならない。あなたの答弁によると、これは恒久的な税法ということになつてしまふじゃありませんか。私はそういう意味で、経済政策上のいろいろな説明はありますけれども、これでは租税特別措置ではなくなる、こういうことを申し上げておるわけであります。その点についてもう一度お答えを願いたい、と思います。

あるもの、あるいは付してないものにつきましても、これは同様に根本的な考え方は、先ほど申し上げた通りであります。しこうして今具体的に御指摘になりました長期預貯金に対しましての過去二年間の減税措置を、今なお常に日本の経済が金融緩慢でございましたが、昨年の暮ろから非常に逼迫をいたしております。こういう場合におきましては、私は税制調査会の委員の方々にも相談いたしましたが、よほど事情が違つてきている。では私は今、日本の消費傾向というものは非常に安定しております。消費傾向是非常によくなりました。また限界消費性向も非常にいい。しこうして今回非常に大きい減税をいたしましたときに、私はこの減税分を長期預貯金にしてもらいたい、こういう気持から、特に今までの措置を長期預貯金について延長したのでござります。で、御承知の通り、戦争中あるいは戦後におきましては、利子課税につきましては、私は、これは不労所得だというの非常に高い率を、自分は主税局長あるいは国税局長としてきめてきたのであります。時には源泉を選択した場合は五五%以上——半分以上税でとるというござります。しかし今より必要なときはないというぐらいに私は考えまして、特に六ヵ月定期の分は免稅はいたしませんが、一年以上のものにつきましては、この祭もうしばらくやつてみた

○平林剛君 私は税制調査会のメンバーを見たり、答申案のこまかい内容全部検討してみまして、これらの人も、国家全般のことを考えながらいろいろ議論をされておる。財蓄の奨励であるとか資本の蓄積であるとかいうことについても、これらのメンバーや人が十分検討して、その上で答申案を出されておる。そういう十分な検討をして出された答申案でも、あなたの言われたようなことを十分考慮されても、なおかつ銀行利子免税や株の配当控除率の問題についてはこれは廃止をし、修正をすべきである、こういうふうな見解を述べられておるわけであります。大蔵大臣は、これは今、政府の一一番重鎮として、あなたの考え方を通すということも、その立場からいつてまあ当然かもしれません。どうもこれらの人たちの意見とあなたの政府の責任者としての意見が違つてるのは、どちらかに見解の違いが現われてきていいといううことになる。私に言わせれば、どうも大蔵大臣はこの点について少し一つのスローガンに追われて、そして国民の税負担の公平を破つておるというような声をあまり無視しているんじゃないいか、そういう感じがするんです。特に世間というものはうるさいもので、こういう特別措置を許しておるのは、結局これで一番だれが得するか、政府は結局、そういう一部の人たちの声に押されて認めてしまつたんだ、先回の参議院の選挙のときもそうでしたけれども、政府に対し政治献金がたくさんあった。これはまあ中央選管委員会に届けられたものだ

けを私は調べてみたんですが、総計で一億九千五百九十三万円である、その中に経済再建懇談会一億二千三百万、あるいは丸善石油千万、日本船主協会、どこを見てもみんな租税特別措置を受けて、恩典を受けている人たちの献金なんです。そうなるといて特例を許しているけれども、実際にはこういうところの政治に問題があるのだ、そしてそこから一つの疑惑というものが生まれてくると、私は思の通りあります。私はそこで岸内閣の名誉にかけたつて悪名の高い利子免税と配当課税の特例は、本来ならば今回廃止すべきである、期限がきたならば、もうそれ以上再延長しないといき気持で所信を通される、こういうことでないといふと、世間のうわさやあるいは政府に対する疑惑というものが強まつてくれる結果にならざるを得ない。特にこの利子の免税については、大蔵大臣は一部の経済団体のことを考へてゐるんじやなくて、国民全般の福祉のことを考えてるんだと、こう説明をしたいと思うのでありますけれども、大体現在までの貯蓄の奨励という目標を中心にしてこれを調べてみますといふと、これは私古い資料でありますけれども、銀行預金の現在高が昭和三十一年の三月で、個人のものですが、一兆四千三百一億八百万円、この預金者の九九%までは大体一戸五十五万円以下、一戸平均すると約三万円、少し違つてゐるかもしませんけれども、こういう資料があるわけあります。だから利子免税というものがかりで免れきり預金者としてありますのも、一

口平均三万円程度の利子免稅なんうものは、あつたってなくつたってそれほど恩典というものはありません。だから政府の方で時務獎勵のために銀行の利子は免稅をして上げると、ころ言つたつて、この人たちにとつては、あらうがなからうが大して變りはないところです。ところが利子免稅で得をしているのはだれかというと、悪く言えは一握りの資本家です。この三十一年三月の調査で一千万円以上の預金者は約六百口、金額にして百十二億円、この辺の人たちが政府の經濟政策で一番潤い、また利害の強い層であるということが私はわかると思うのです。そういう意味では、大藏大臣は經濟政策全般のことでお考えになつておると御説明になりますけれども、結局一番得をさせておるのはこういう人たちであるということが言えるわけであります。私は、だから政府は、この要名の高い租稅特別措置法の、特に利子免稅等を提案してくるといふときには、少くとも經濟界と十分話をつけて、世論といふともいふべきところを十分考慮されるのが順序だと思うのであります。大藏大臣に一つその点の御見解をお聞きしたいと思います。

いかと思ひます。ちよつと誤解があるのではないかと申しますが、実は配当課税にござります。臨時税制調査会は源泉と申よりも私はきついたしておるのでもあります。臨時税制調査会の答申よりも私はきついたしておるのをござりますから、誤解のないよう、私は株式の控除につきましては税制調査会よりもきついたとしております。お話を点になるとゆるくしたようにお考えになつておるのではないかと思ひますが、こればかりはきついたしております。

○**松調書に閑連をしてお尋ねをします。**
この法律改正は、御説明によりますと、脱税なき税の公平の建前から名義人として配当を受ける者に対する措置を定めたものだと聞いたのであります。これはまあ事務当局でもけつこうであります。金額は一体幾らになつておるのか。その元本と配当所得の額を一つ御提示願いたいと思います。御提示があつてから質問を続けたいと思います。
○**政府委員(原純夫君)** 数字のことですございますから、私からお答え申上げます。と申しまして、数字はわかりませんということをお答え申す以外になのであります。ただいままで調書をとることができないということもあり、これにつきましてはまあ相当額あるとは思いますけれども、幾らかということはわかつておりません。一つ御了承願います。
○**平林剛君** 理財局と主税局にはこの資料の提出があるはずです。私はそれを提示してもらいたい。こう申し上げたんです。大体それで、わからぬいたんです。大体それで、わからぬいたんです。どうううけれども、わからなければこの支払調書の第六十一条の意義といふものは、ただ納税する人の良心にまかせるということになつてしまふではありませんか。これは一つ大臣でも原さんでもけつこうですから、お詫び願いたいと思います。
○**国務大臣(池田勇人君)** その問題はあとから主税局長に聞くとおっしゃるかもしませんが、私の気持についてお話し申し上げたいと思います。
まず初めの配当所得についての控除でござりまするが、これは私が言いたい

過ぎるぞ、これを下げる、こう いうの
で実は下げたのであります。その気持
のゆえんのものは、今、預金の利子で
利子をかせぐというときに、百万円を
一年間預金いたしますと六万円の利子
で、そして源泉で一割取られると五
万四千円になります。しどうして百万円
円で株を買って、たとえば東京電力な
ら東京電力を買いますと、相当これ
は今の控除の関係で利回りがいいわけ
です。これは預金利子をいじめ過ぎる
のではないか。株の方が少しよ過ぎる
のではないか。しかしそこに今の税制
説の問題があるのであります。で、私は
税制調査会の決議をアジャストする
意味におきまして、長期預貯金の分は
これはいましばらく免稅を続けよう
そりとして配当所得の控除は徐々にこれ
を引き下げていただき、こう いう気持
でやつておるのであります。しかし何
分にも税率の引き下げが非常に多くな
なつておりまする関係上、従来は八十万
円超過だつたら五%かかる、今度は二
百万円を超える場合に五%かかるとい
うふうになりますので、これの調整をし
なければいかぬといふので、五%下げた
わけであります。この問題は法人課制
説とのあれもありますので、徐々に是正
していきたい。これは各国の例を調べ
まして、私はただいまのところはこうい
う処置にいたしておりますのであります。
しこうして、また私は税制調査会の意
見と違つておるのは夫婦の合算でござ
います。これはほとんど各國もやつて
おります。わが國におきましても昭和
二十三年までは夫婦は合算している、
家族も合算している、子供も合算して

いる。しかしこれは今、家族のうちもいる人のかせぎの人もあります。あるいはその当時は、終戦後住所が不定で総合がなかなかむずかしかったのでやめおつたのであります。今回は資産が得についてもこれを総合していく、こうして夫婦は一体と見て累進税率の適用を受けるべきじゃないか、本然の負担の公平からいってやるべきじゃないか、こういうことで、これまでの税制を適用する考え方よりも一つ進んでおる調査会の考え方のところのあります。その場合においては、名義課税と申しまするか、株式の所有者が証券会社等に預けて、そうして自分が総合を受けないという場合が今行われておりますので、これを是正しなければいかぬ、そしてほんとうの所有者が株式配当に対しての所定の課税を負担すべきだ、こういう私は考えのもとに、名義貸しの問題につきましても今後調査して、本然の姿に返るべきじゃないかと、こういう考え方のもとに今回やつたのでござります。従いまして、この法律が通迺いたしましたあとは、調査いたしまして、私の念願をしているように公平な課税に一步をきく近づいていただきたいと、こういう気持で進んでおるのであります。

におきまして申中るに、「命令の内容により、」といふと書いておられました。そこでこの「命令の定めるところにより、」といふ内容について、いろいろ業界からも、あるいは政局等内においても議論があるといふことを聞いておるわけです。業界の方では、大蔵大臣との間にどういうふうな話がございました。しかし一体、四大證券と基準を、一口百万円までは何とかして、それ、政府の方では何といつておられるか知りません。しかし一体、四大證券と大蔵大臣との間にどういうふうな話がございました。私は業界からまだ陳情を受けておりません。当りまして、私はその点をあるいは経緯を明らかにしてもらいたいと申うのであります。

それでは、引き続き政府委員に対する質疑を願いたいと存じます。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(廣瀬久忠君) 速記をつけ

て。○塙見俊二君 先ほどの衆議院の委員会におきまして、例のお知らせ制度をやめるというふうな御発言があつたよう聞いておるのです。このお知らせ制度は、これは長官も御承知の通り、私自身はかねがね賛成をしていない制度であります。今回これをやめられるというような御発言があつた。どういうふうなお考え方で、従来の方針に若干の変更を加えられたか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(渡邊喜久造君) 現在の所申告納税の建前になつております。従

いまして、納税者が自分の所得を計算し、申告し、納税していくだけ、これが本来の当然の建前でございます。ただ現状におきまして、納税者の実情といふのは、少くとも今までにおきましては、まだ帳簿が十分完備していない。青色申告の方はそうではないのですが、白色の方におきまして必ずしも帳簿が完備していない。極端に言いましては、自分で自分の所得が必ずしも計算できないという方さえ見受けられる。

全部じゃもちろんございません

者に知らせるといふのは、納税者を

心理的に圧迫するのじゃないかといつ

たような御批判もございまして、だ

れわれの方でも白色に対するお知らせを順次減らしてゆくというつもりであります。今年も去年に比べます

と、ある程度減らしてはきておりまし

たが、いろいろな御批判もあり、申告

納税本来の制度の建前からすれば、あ

まりおもしろくない制度であるとい

うので、この機会に明年以降はこれをや

めよう、三十二年分で、来年の三月十

五日の申告期からはやめよう、こうい

う方針をきめ、過般の衆議院の大蔵委員会におきましてその趣旨を発言した

わけであります。

○塙見俊二君 このお知らせ制度は、何と申しましても更正決定的なにおいてのする方法であります。せつかく今回

やめられることを衆議院で説明されま

したので、まことにこれは私はいい方

向に進んでいるのじゃないかと思いま

す。ぜひ御実行願いたいと思います。

○委員長(廣瀬久忠君) それではよつ

とこの機会に申し上げておきますが、

建設委員会との連合審査の日時につい

て申し上げます。建設委員長と打ち合

ったしましたから、御了承を願います。

他に御質疑がなければ、本日はこれ

物品税法を廃止する法律案

物品税法を廃止する法律案

物品税法(昭和十五年法律第四十

年法律第百八十九号)の一部を次

号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和三十二年四月

一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又

は課すべきであつた物品税につい

ては、なお従前の例による。

3 旧物品税法第十一項第一項、第

十二条第一項又は第十三条第一項

の規定による承認を受けてこの法

律の施行前に製造場から移出し、

又は保税地域から引き取つた物品

に係る物品税については、なお従

前の例による。

4 この法律の施行前に小売業者が

販売し、又は製造者が製造場から

移出した旧物品税法第一条に規定

する第一種又は第二種若しくは第

三種の物品でこの法律の施行後に

その返還を受け、又は同一製造場

(その第二種又は第三種の物の

製造の廃止後につきては、当該物

品を移出した製造場と同一場所)

内に戻し入れたものについては、

その物品に課せられた物品税に相

当する金額の控除又は還付は、行

わない。

5 災害被災者に対する租税の減

免、徵収猶予等に関する法律(昭和

二十二年法律第百七十五号)の一

部を次のよう改正する。

第七条第一項中「物品税法第一

条第一項に掲げる第二種若しくは

第三種の物品」及び「物品税、

酒税法の一部を改正する法律案(衆)

一、物品税法を廃止する法律案(衆)

二、酒税法の一部を改正する法律案(衆)

三月十二日予備審査のため、本委員会

に左の案件を付託された。

1、物品税法を廃止する法律案(衆)

2、酒税法の一部を改正する法律案(衆)

午後四時十六分散会

第八条及び第九条中「物品税」

を削る。

第十一条第一項中「前二条の規

定により物品税又は」を「前条の

ように改正する。

第一條第一項中「物品税法第

十六条ノ二の規定による物品税証

紙」及び「若しくは物品税法第十

六条ノ二の規定による表示」を削

り、「若しくはこれらに」を「若

しくはこれに」に改め、「若しく

は表示」を削る。

第十四条第二項中「入場税及

び物品税」を「及び入場税」に改

める。

7 相続税法(昭和二十五年法律第

七十三号)の一部を次のように改

正する。

第十四条第二項中「入場税及

び物品税」を「及び入場税」に改

める。

8 日本国とアメリカ合衆国との間

の安全保障条約第三条に基く行政

協定の実施に伴う関税法等の臨時

特例に関する法律(昭和二十七年

法律第百十二号)の一部を次のよ

うに改正する。

第一條中「物品税法(昭和十五

年法律第四十号)」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条第二項を次のように改め

る。

2 前項の規定の適用を受けた揮

油で所轄税務署長の指定した

期間内に同項各号に規定する用

途に供されたことの證明がない

ものについては、引取人から直

ちにその揮油税及び地方道路

税を徴収する。ただし、災害で

失したものについて、所轄稅務

署長の承認を受けたときは、こ

の限りでない。

第十二条第一項中「前二条の規

定により物品税又は」を「前条の

規定により」に、「物品又は揮發

油は、第九条第一項各号及び」を

揮發油は、」に改め、同条第三項

中「物品又は揮發油に対する物品

税又は」を「揮發油に対する」に改める。

第十三条第一項中「前二条の規

定により物品税又は」を「前条の

規定により」に、「物品又は揮發

油は、第九条第一項各号及び」を

揮發油は、」に改め、同条第三項

中「物品又は揮發油に対する物品

税又は」を「揮發油に対する」に改める。

第十四条第一項中「前二条の規

定により物品税又は」を「前条の

規定により」に、「物品又は揮發

油は、第九条第一項各号及び」を

揮發油は、」に改め、同条第三項

中「物品又は揮發油に対する物品

税又は」を「揮發油に対する」に改める。

第十五条第一項中「前二条の規

定により物品税又は」を「前条の

規定により」に、「物品又は揮發

油は、第九条第一項各号及び」を

揮發油は、」に改め、同条第三項

中「物品又は揮發油に対する物品

税又は」を「揮發油に対する」に改める。

第十六条第一項中「前二条の規

定により物品税又は」を「前条の

規定により」に、「物品又は揮發

油は、第九条第一項各号及び」を

揮發油は、」に改め、同条第三項

中「物品又は揮發油に対する物品

税又は」を「揮發油に対する」に改める。

第十七条第一項中「前二条の規

定により物品税又は」を「前条の

規定により」に、「物品又は揮發

油は、第九条第一項各号及び」を

揮發油は、」に改め、同条第三項

中「物品又は揮發油に対する物品

税又は」を「揮發油に対する」に改める。

第十八条第一項中「前二条の規

定により物品税又は」を「前条の

規定により」に、「物品又は揮發

油は、第九条第一項各号及び」を

揮發油は、」に改め、同条第三項

中「物品又は揮發油に対する物品

税又は」を「揮發油に対する」に改める。

第十九条第一項中「前二条の規

定により物品税又は」を「前条の

規定により」に、「物品又は揮發

油は、第九条第一項各号及び」を

揮發油は、」に改め、同条第三項

中「物品又は揮發油に対する物品

税又は」を「揮發油に対する」に改める。

第二十条第一項中「前二条の規

定により物品税又は」を「前条の

規定により」に、「物品又は揮發

油は、第九条第一項各号及び」を

揮發油は、」に改め、同条第三項

中「物品又は揮發油に対する物品

税又は」を「揮發油に対する」に改める。

第二十一条第一項中「前二条の規

定により物品税又は」を「前条の

規定により」に、「物品又は揮發

油は、第九条第一項各号及び」を

揮發油は、」に改め、同条第三項

中「物品又は揮發油に対する物品

税又は」を「揮發油に対する」に改める。

第二十二条第一項中「前二条の規

定により物品税又は」を「前条の

規定により」に、「物品又は揮發

油は、第九条第一項各号及び」を

揮發油は、」に改め、同条第三項

中「物品又は揮發油に対する物品

税又は」を「揮發油に対する」に改める。

第二十三条第一項中「前二条の規

定により物品税又は」を「前条の

規定により」に、「物品又は揮發

油は、第九条第一項各号及び」を

揮發油は、」に改め、同条第三項

中「物品又は揮發油に対する物品

税又は」を「揮發油に対する」に改める。

第二十四条第一項中「前二条の規

定により物品税又は」を「前条の

規定により」に、「物品又は揮發

油は、第九条第一項各号及び」を

揮發油は、」に改め、同条第三項

中「物品又は揮發油に対する物品

税又は」を「揮發油に対する」に改める。

第二十五条第一項中「前二条の規

定により物品税又は」を「前条の

規定により」に、「物品又は揮發

油は、第九条第一項各号及び」を

揮發油は、」に改め、同条第三項

中「物品又は揮發油に対する物品

税又は」を「揮發油に対する」に改める。

第二十六条第一項中「前二条の規

定により物品税又は」を「前条の

規定により」に、「物品又は揮發

油は、第九条第一項各号及び」を

揮發油は、」に改め、同条第三項

中「物品又は揮發油に対する物品

税又は」を「揮發油に対する」に改める。

第二十七条第一項中「前二条の規

定により物品税又は」を「前条の

規定により」に、「物品又は揮發

油は、第九条第一項各号及び」を

揮發油は、」に改め、同条第三項

####

